

South China - Asia Business Report

Vol. 78
December
2018

華南・アジア ビジネスレポート

CONTENTS

Briefs

Topics

中国の拠点再編や移転における労務問題 3

米中貿易摩擦への対応とプラスワン(2)
法整備進むミャンマーの投資環境(前編) 6

Regional Business

India

インドにおけるDDの発見事項、対価・契約条件、事業計画への反映
～成功例・失敗例に学ぶ事前精査の重要性～ 10

Vietnam

支払利子の損金算入に関する規制 16

Malaysia

2019 年度マレーシア予算案における税制改正 19

Australia

豪州税制における仮想通貨の取り扱い 24

Taiwan

台湾会社法改正の概要 28

China

中国生態環境保護法および最新事例の解説 33

Hong Kong

香港における競業避止条項の妥当性 38

Macro Economy

アジア経済情報: ベトナム 41

Briefs

Topics

中国の拠点再編や移転における労務問題

チャイナ・プラスワンや最近の米中貿易摩擦の影響などさまざまな要因により、中国全土の製造業を取り巻く環境が大きく変貌している。特に近年は環境規制の強化に伴い、これまで可能とされていた生産工程が急遽、不可とされてしまい、新しい生産場所を見つけなければならない、という話もよく耳にする。加工貿易が盛んな華南でも、より経済効果のある商業ビルやマンションの開発がすすみ、立ち退きを容赦なくされる、または賃貸契約が更新できないという企業の声も珍しくない。本稿では移転や再編、閉鎖にあたり照会の多い労務面における実務上の留意点について、これまでの事例から紹介する。

米中貿易摩擦への対応とプラスワン(2) 法整備進むミャンマーの投資環境(前編)

アジアの「ラスト・リゾート」「最後のフロンティア」などと呼ばれ、民政化を機に多くの日系企業の注目を集めたミャンマー。しかし、インフラ整備の遅れなど進出のハードルの高さから一時のブームは去り、昨今は民族問題に関する報道を時折、目にする程度となっている。一方、昨年から今年にかけ、これまで外資企業にとって壁となっていた投資法、企業法などの改正による法整備が進み、ついには外資不可とされてきた卸売・小売業にかかる規制も緩和された。日本政府が支援したティラワ経済特別区(SEZ)には既に 90 社が進出するなど、着々と発展への素地を整えつつある。米中貿易摩擦が長期化の様相となる中、果たしてミャンマーはプラスワン候補として再び注目を集め得るのか。ミャンマーの足もとの投資環境、およびティラワ工業団地の現状を、前後編に分けて紹介する。

Regional Business

[India] インドにおける DD の発見事項、対価・契約条件、事業計画への反映～成功例・失敗例に学ぶ事前精査の重要性～

M&A において、投資に先立ち買い手側が対象企業のデューデリジェンス(DD)を行うのは、インドに限らず一般的と言えよう。その背景は、DD を通じて対象企業を十分精査した上での投資実行が最も望ましいと判断されることが理由である。実際、インドにおいても DD で発見された事項が契約条件や事業戦略に反映された例が多くみられる。本稿では、成功例・失敗例を挙げ、DD により発見された問題点や対応方法の実例とともに、DD の重要性を解説する。

[Vietnam] 支払利子の損金算入に関する税制

ベトナムへの新規進出時や事業拡大のため、また想定外の支出により資金不足となってしまった場合、出資ないし増資だけでなく、借入を検討する企業が多い。ベトナムでは減資を行うことは難しく、配当はあくまで税引後利益を原資としているため、損金にはならない。一方で、借入金の場合には支払利子は基本的に損金算入が可能であるため、課税所得を減少させることができる。ただし、当局は租税回避行為を防ぐべく、2017 年の移転価格に関する政令において規制を設けており、さらに 19 年1月から過少資本税制の適用が予定されている。本稿では、支払利子に関する法人税の損金算入にかかる2つの規制について説明する。

[Malaysia] 2019 年度マレーシア予算案における税制改正

18 年 11 月 2 日に、19 年度のマレーシア予算案が発表された。予算案によると、歳出は 3,145 億リンギット、歳入は 2,618 億リンギットを見込んでいる。18 年度の財政赤字は 3.7% (対 GDP 比) と推定されるが、今後の 3 年間における前年度対比赤字幅を抑えた目標値を設定している。また、19 年度は「復活したマレーシア」、「ダイナミックな経済」、「繁栄した社会」をテーマとしている。本稿では予算案のうち、日系企業との関連性が高い税制改正の内容について解説する。

[Australia] 豪州税制における仮想通貨の取り扱い

仮想通貨の代表「ビットコイン」が 2008 年に誕生してから 10 年が経過した。現在では仮想通貨を取り扱ったことがなくてもその存在は知っている人が大半という状況である。投資家や投機家の期待や不安などが入り混じる中、仮想通貨は現在も発展途上だと言える。本稿では仮想通貨について、豪州税制においてどのように取り扱われているか、例を交えて解説する。

[Taiwan] 台湾会社法改正の概要

立法院において 18 年 7 月 6 日、会社法の改正案が通過し、18 年 11 月 1 日より全面施行された。これにより 140 以上の条文が改訂されることとなり、01 年以降で最も大きな改正となった。当該改正のポイントを A. 会社情報に関する申告の義務化、B. 会社運営上の改正点、C. 会社設立・登記関連に分け、重要な項目について解説する。

[China] 中国生態環境保護法および最新事例の解説

改革開放以降、中国の経済発展は凄まじい勢いであるものの、それに伴う環境汚染は日増しに深刻化し、環境問題の解決が最優先事項かつ今後の持続的発展のカギとなっている。そこで中国政府は 18 年 1 月 1 日、生態環境保護を目的とする「生態環境損害賠償制度改革方案」と「環境保護税法」を施行した。

本稿では、当該法令の概要と最新の事例を中心に解説する。

[Hong Kong] 香港における競業避止条項の妥当性

健全な企業活動に大きなインパクトを与える競業避止条項について取り上げる。特に海外では労働市場における流動性の高さから、社員が競業他社へ転職し、転職後に自社の顧客へアプローチする可能性は十分考えられる。また、インターネット技術の進歩によって転職時に社外秘情報を私物のモバイル端末やクラウドサービスを使って流出させるリスクも増大している。本稿では、リスクが発生した際にどのような対抗措置が取れるのかについて訴訟事例を交えて検証する。

Macro Economy

アジア経済情報：ベトナム

2018 年 2Q の実質 GDP 成長率は、前年比 +6.8% と 1Q の同 +7.5% から低下した。その結果、上期の年初来累計でみた成長率は同 +7.1% となった。減速したとはいえ、過去数年の同時期と比較すると高い伸びを維持しており、景気は引き続き堅調だと評価できる。

年初来累計で成長率の内訳をみると、総資本形成の伸びは上昇しており、民間部門と直接投資部門の投資は伸びが拡大した。最終消費支出は、前期に続き高成長を維持したが、他方外需部門は減速に転じた。

今後の成長率は減速するが、引き続き高い伸びを維持する見込みだ。輸出は、年初にみられた携帯電話および同部品の急増が一服していること、世界経済の拡大モメンタムが鈍化することで、減速を続けるだろう。一方、税制優遇など制度面での優位性や安価な労働力が呼び水となり、海外からの直接投資は増加基調を維持する見込みだ。直接投資の増加に伴い雇用創出や所得向上が期待されるため消費も拡大を続けるだろう。



中国の拠点再編や移転における 労務問題

ジェシー・ダン みずほ銀行 香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザー課

チャイナ・プラスワンや最近の米中貿易摩擦の影響などさまざまな要因により、中国全土の製造業を取り巻く環境が大きく変貌しています。特に近年は環境規制の強化に伴い、これまで可能とされていた生産工程が急遽、不可とされてしまい、新しい生産場所を見つけなければならない、という話もよく耳にします。加工貿易が盛んな華南でも、より経済効果のある商業ビルやマンションの開発がすすみ、立ち退きを容赦なくされる、または賃貸契約が更新できないという企業の声も珍しくありません。本稿では移転や再編、閉鎖にあたり照会の多い労務面における実務上の留意点について、これまでの事例から紹介していきます。

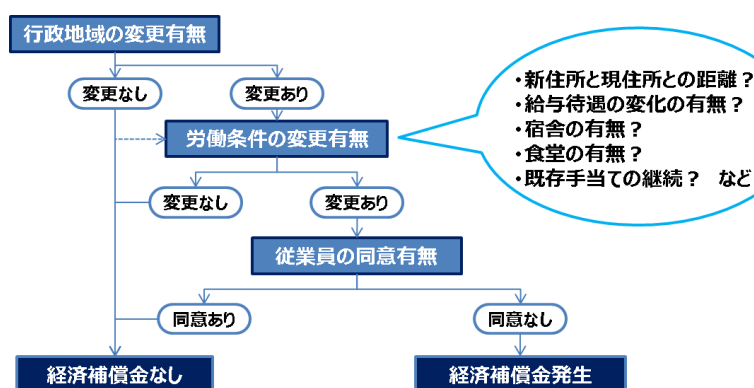
経済補償金の要否

工場や事務所の移転に当たって、従業員に対する経済補償金の計算にかかる問い合わせを多く受けます。移転の場合、必ずしも経済補償金が発生するとは限りませんが、その判断材料となるポイントが労働条件の変更・悪化が伴うかどうかです（図1）。

たとえば、現在の工場所在地から 15 分以内に移動できる場所で、既存の従業員の通勤距離にあまり変化がないといったケースであれば、経済補償金問題が起きる可能性は低くなります。さらに従業員が移転後の新しい工場に通勤できるように、通勤バスを出すといった対応を取るなど、雇用側の誠意を示すことによって、従業員が待遇が悪化

したと感ずるリスクを減らすことができます。

【図1】移転の場合の経済補償金要否判断フロー



（出所）各種公開資料、ヒアリングよりみずほ銀行香港営業第一部作成

経済補償金額の算出

経済補償金の計算方法については中国の「労働契約法」に記載されているため、自社で計算するケースも少なくないようです。しかし、補償金額算出のベースになる従業員の平均賃金が給与だけを指すのか、あるいは諸々の手当

てを含めた賃金のことを指すのかなど、不明瞭な点も多く、地域により解釈に差があるケースも見受けられます。このため、単に法に則っていればよいというわけではなく、弁護士など専門家への確認が不可欠となります。

また、工場は華南にあるものの、統括拠点が北京や上海など遠隔地にある企業で、当該統括拠点の弁護士が工場所在地特有の「ルール」や慣習を熟知していないケースがあります。こうした場合、弁護士の対応によっては従業員の不信感を招くこともあるため、地元の弁護士を起用する方がスムーズに進むことが多いようです。

経済補償金額については、長年勤務や「三期」（妊娠・出産・授乳期間）、労災などの有無により計算法が異なってくるため、入念な試算が必要です。さらに「労働契約法」に準じた最低限の経済補償金では満足できず、補償の上乗せを従業員に要求された場合、どのように対応するのかについても、事前にいくつかの案を準備しておかなければなりません。当初から法で定められた最低限の経済補償金の2～3倍を支払うことを想定している企業もあるようですが、これを繰り返すことで「日本企業は多めに支払う」といったイメージを持たれてしまう可能性もあります。もちろん弁護士の助言を取り入れたり、所在地の実情に合わせる必要はありますが、基本的にはおすすめてできません。

不確定情報の漏えい

工場移転や再編に伴うストライキの発生は実に悩ましい問題です。これまでにストライキが起きたケースを確認すると、不確定な情報が漏えいすることが要因となる場合が多いことが推察されます。

例えば工場移転の場合、新工場の候補地を視察することが必須ですが、視察のアレンジや現地への同行をスタッフに依頼するケースが散見されます。さらに移転や閉鎖のための準備メンバーに現工場の人事担当を入れなければならないケースでは、ほとんどの場合、ここから情報が漏れると言っても過言ではありません。経営者側は調査や準備期間のつもりでも、「工場が明日にも閉鎖してしまう」、「経済補償金も支払わないで逃げるつもり」などといった事実無根の噂が立てられ、ストライキが起きてしまう可能性もあります。ストライキが長期化する場合は、生産停止などで大きな損害をもたらすリスクがあるため、情報の取り扱いには十分な注意が必要です。

従業員への通知

従業員への通知日は、移転や閉鎖にかかる全体の時間軸から逆算して決定します。さらに通知日から逆算して経済補償金の試算、支払い方法案、従業員への通知方法、当日の面談方法などを検討することになります。

従業員への通知方法についてもどのように実施するのかをよく検討する必要があります。数十人の工場や事務所と、数千人規模の工場では適切な通知方法が異なるためです。規模の大きい工場の場合、一部の従業員だけ先に閉鎖、移転を知り、詳細を知らされていない従業員が問題を起こすケースが散見されます。一般的には、先に工場の管理職を集めて通知をし、管理職が納得してから、配下の従業員に対して正しい情報を伝えるようにすると、問題が起きる可能性が減るようです。

さらに通知日は、朝早いうちに通知を行い、その後

すぐに従業員と移転の詳細説明や補償金などの確認の面談、相談に入るようにするのがベターです。午後に通知し、補償金などの詳細については翌日以降に相談とした場合、詳細を知らない従業員の間に誤った情報が一晩で流れてしまい、ストライキなどの問題が発生する可能性があるからです。

面談についても数千人の従業員が対象になった場合は一人ひとりと面談すること難しいため、少人数のグループに分けて面談を実施するなどの工夫が必要です。従業員が納得・同意した場合は、協議書に署名してもらうことになるので、予め従業員との協議書の作成を弁護士に相談、依頼しておくことも重要です。

最後に

中国で工場の移転や再編が頻繁になっている昨今、再編や移転に関連した労務問題が頻繁に発生しています。上述の通り、社内の情報管理体制を適切に行うことや、従業員からの無理な要求には断固とした姿勢で対応することが重要なポイントになると考えられます。企業の置かれた状況や工場の所在地、従業員の構成・規模によって対応方法はそれぞれ異なりますので、現地の事情に精通した弁護士に相談したうえで進めることが必須といえるでしょう。



米中貿易摩擦への対応とプラスワン（2） 法整備進むミャンマーの投資環境 （前編）

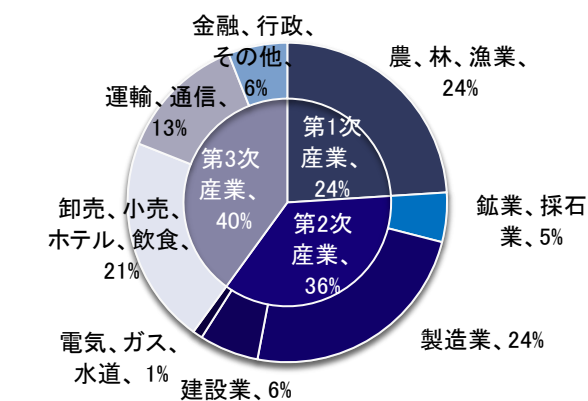
瀬谷 千枝 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

アジアの「ラスト・リゾート」「最後のフロンティア」などと呼ばれ、民政化を機に多くの日系企業の注目を集めたミャンマー。しかし、インフラ整備の遅れなど進出のハードルの高さから一時のブームは去り、昨今はロヒンギャ問題に関する報道を時折、目にする程度となっている。一方、昨年から今年にかけ、これまで外資企業にとって壁となっていた投資法、企業法などの改正が実現し、外資不可とされてきた卸売・小売業にかかる規制も緩和された。日本政府が支援したティラワ経済特別区（SEZ）には既に 90 社が進出するなど、着々と発展への素地を整えつつある。米中貿易摩擦が長期化の様相となる中、果たしてミャンマーはプラスワン候補として再び注目を集め得るのか。ミャンマーの足もとの投資環境、およびティラワ工業団地の現状を、前後編に分けて紹介する。

着実な経済発展進むミャンマー

天然ガスや各種鉱物をはじめとする豊富な資源と、国内需要を大きく上回る農産物を生む肥沃な大地、そして中国、インド、ASEAN に囲まれた地政学的重要性など、ミャンマーの潜在力は高い。

【図表1】産業別 GDP 構成比（2017 年）

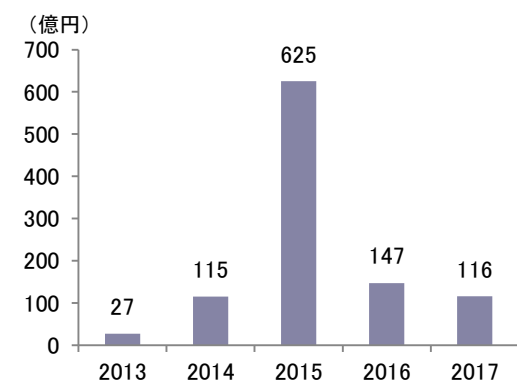


（資料）ADB

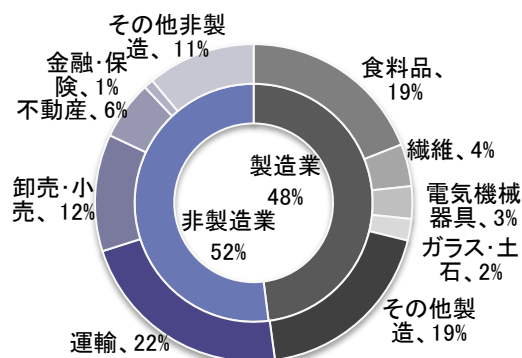
さらに、仏教徒が大半を占める温和で従順な国民性や、親日度の高さ、上司や目上の人を敬う日本人に似た気質などから、かねてミャンマーは日本企業にとって多くの魅力を備えた国の一つであった。そうした期待もあり、民政移管後は多くの日本企業が現地視察に殺到。いち早く情報を得るため、駐在員事務所を開設するケースが相次いだものの、軍事政権時代に滞った国内のインフラ整備や法制度の未成熟さが明らかになるにつれ、潮が引くようにブームは沈静化していった。

一方、ミャンマー経済は一步一步、確実に成長を遂げている。2015 年に開業したティラワ SEZ の工場稼働もあり、農業が主体だった産業構造は 17 年までに、サービス業が 40%、製造業が 36% を占めるまでに変化し（図表 1）、一人当たり GDP

【図2】日本からの直接投資額推移(左)と業種別比率内訳(2017 年)



(資料) 日本銀行「国際収支統計」よりみずほ銀行作成



も約 1,300 米ドルに伸びた。労働コストは周辺国に比べ相対的に低く、中国やタイの 1/3～1/4 程度にとどまっており、5,000 万人を超える人口もあって、労働集約型産業にとって進出しやすい国の一つといえる。

法整備もゆっくりとではあるが確実に改善が見られる。14 年の SEZ 法施行に続き、17 年 4 月には内資・外資向け投資法を統合した新投資法が、18 年 8 月には約 100 年ぶりの改正となる新会社法が施行された。このほかにも、外資企業に対し 5 月に卸売・小売業への参入が、10 月には 100% 外資保険会社による生命保険事業および合併形態による損害保険事業が容認されるなど、同国への投資のハードルは徐々に引き下げられつつある。

実際、日系企業の投資動向をみると、ティラワ SEZ が開業した 15 年は前年の 115 億円から 625

億円へと飛躍的に伸びた半面、それ以降は 16 年が 147 億円、17 年が 116 億円と低迷が続いている。投資額の内訳を見ると、直近の 17 年は製造業、非製造業がほぼ半々となっており、製造業では食料品製造、非製造業では運輸関連の投資額が大きかった(図表 2)。日系企業数も 18 年 8 月末現在で 383 社(ミャンマー日本商工会議所会員数)と伸び悩んでおり、業種別では建設、工業、流通・サービス関連の進出が多いようだ。

規制緩和進む法制度

かかる中、ミャンマーへの進出機会をうかがう日系企業にとって足もと、最も注目されるのは、卸売・小売業への参入解禁であろう。10 月には第 1 号となるライセンスの付与も実現し(図表 3)、長らく待ち望まれていた外資企業による卸売・小売業の展開が現実のものとなってきた。

【図表 3】卸売・小売業認可案件(2018 年 10 月)

企業名	資本区分	事業	事業概要・備考
ユニチャーム	外資(日) 100%	卸売業	・ 幼児用・成人用オムツなど衛生用品の取り扱い ・ 従前より外資 100%にて現地で製造・販売を展開
AEON Orange	JV(日・緬)	小売業	・ 従前より同 JV にてスーパーマーケット事業を展開
Pacific Andaman (SEA)	JV(泰・緬)	卸売業	・ 従前より同 JV にて事業展開

(資料) 各種資料よりみずほ銀行作成

ミャンマーではこれまで、卸売・小売業にかかる規制が明確になっておらず、これら分野への外資参入は事実上難しいとされてきた。一方で、今回の解禁を認めた通知¹によると、一定の要件の下で、外資 100%およびミャンマー企業との合併による参入が認められている。例えば、外資 100%の企業が卸売を行う場合は初期投資額が 500 万米ドル以上、小売を行う場合は同 300 万米ドル以上とされている。しかし、上記投資額には土地賃借にかかる費用が含まれないほか、小売業の場合は 929 m²以上の店舗が要求されるなど中小規模の事業・店舗展開は難しい。取扱品目についても 24 品目の優先リストが発表されており、これに合致しない品目については事実上、取り扱い不可能と見られている(図表4、5)。

残るインフラ等への不安

とはいえ、待ちに待った外資規制緩和の報に、先行メリットを得ようとする企業はいち早く市場参入に向け動き始めている。設立手続きについても改善が進んでおり、現地法律事務所などによると、店舗などのリースにかかる期間を除けば、設立から卸売・小売ライセンスの取得まで最速で1カ月程度で可能だという。

ただ、規制が緩和されても、積極的かつ速やかにミャンマー市場への参入を目指す日系企業はまだ多くないようだ。先述の通り、規制は緩和されたものの、初期投資額要件や店舗面積など比較的大規模な投資を想定したものとなっているほか市街地で事業展開に適した場所の確保は難しいのが現状だ。さらに日本企業が躊躇するのが、

【図表4】出資比率・業種別初期投資額

新会社法上の区分	外資出資比率	初期投資額 ^{*1}		(備考)輸出入ライセンス可否
		卸売業	小売業 ^{*2}	
外資企業	80% < 外資 ≤ 100%	≤ 500 万米ドル	≤ 300 万米ドル	小売/卸売ライセンス取得により 輸入ライセンス取得可
	35% < 外資 ≤ 80%	≤ 200 万米ドル	≤ 70 万米ドル	
内資会社	外資 ≤ 35%			可

*1: 土地賃借料を除く。 *2: 100%外資および合併企業は、売場面積 929 m²未満の店舗での小売業不可。

【図表5】優先品目リスト

1. 消費財 ^{*1}	9. スポーツ用品	17. 各種機械・関連部品
2. 食料品 ^{*2}	10. 通信用品 ^{*3}	18. 自転車
3. 日用品(陶磁器、グラス含む)	11. 電子機器	19. バイク・関連部品
4. 台所用品	12. 建築資材・工具	20. 自動車のスペアパーツ
5. 医薬品・医療用品	13. 電気製品	21. 玩具
6. 動物用飼料・薬品	14. 製造業用化学薬品	22. 家庭用装飾用品
7. 文房具	15. 種子、農業用肥料・用具	23. 土産物、手工芸品
8. 家具	16. 農機	24. 美術工芸品、楽器・関連部品

*1: 医療、時計、化粧品含む。 *2: 農水産品、畜産品、即席食品、飲料、国産酒類を含む *3: カメラ、携帯電話含む
(資料) 上記いずれも商業省通知 2018 年第 25 号、現地法律事務所ヒアリングなどよりみずほ銀行作成

¹ 商業省通知 2018 年第 25 号

同国の課題でもある電力や道路などのインフラ整備問題や、頻繁な法制度などの変更、現地パートナーとなる合併相手の発掘・選定などである。

同国第一の商業都市、ヤンゴン市は現在も、停電が発生することが少なくない。道路事情も悪く、市街地の主要道路こそ舗装されているものの、雨季は冠水する場合もままある。日本企業にとっては法制度の運用が不透明なこともネックだ。以前に比べ行政手続きも格段にスムーズになってきているとはいえ、日本本社の警戒感が強いいため、他社動向なども含め運用状況を見極めたいとする企業は多く、「規制緩和が実現しても、実際に投資に向けて動き出した企業は想像より少ない」（現地法律事務所）という。さらに、合併相手やパートナーの選定に当たっては相応の労力と検討期間を要するだけに、本格的な日系企業の動きはこれから、ということになりそうだ。

ミャンマー投資への課題

法整備をはじめ事業環境の改善が進みつつあるミャンマーだが、上記で挙げたほかにも懸念はある。例えば、民族問題をはじめとする内政の混乱と欧米各国の対応だ。現在のところ、2020年の総選挙において与党が大きく崩れることは予想されていない。しかし、民族問題を受けミャンマーを見る欧米の目線は厳しくなっており、16年に全面解禁された米国の経済制裁も一部復活している。今後の輸出拡大が期待されるEUなどの対応にも注意を払う必要があろう。

脆弱な金融インフラや、税制面での整備も改善が期待される分野だ。ミャンマーではすべての企業に公認会計士による会計監査が義務付けられ

る一方で、運用が追いついていないのが現状で、財務諸表が未作成という地場企業も多い。合併相手候補のデューデリジェンスを行おうにも、そもそも財務諸表がない、といった話も聞かれるだけに、事業パートナーの選定には慎重な判断が必要だろう。

後編では、ティラワ工業団地における製造業企業の動向についてお伝えする。



【India】

インドにおけるDDの発見事項、対価・契約条件、事業計画への反映 ～成功例・失敗例に学ぶ事前精査の重要性～

北川 耕 KPMG インド

1. はじめに

M&A において、投資に先立ち買い手側が対象企業の DD (デューデリジェンス)を行うのは、インドに限らず一般的と言えよう。その背景は、DD を通じて対象企業を十分精査した上での投資実行が最も望ましいと判断されることが理由である。実際、インドにおいても DD で発見された事項が契約条件や事業戦略に反映された例が多くみられる。

一方、日系企業によるインド企業への投資において、対象企業からの情報提供の状況や事業上の判断から、精査を妥協せざるを得ないケースもある。結果的に、本来の目的である実態・リスク把握が不十分なまま手続的・形式的に DD が終了することになる。

投資後に問題が判明すると、対応に多大な労力・コストを要したり、事業基盤・収益力が当初の想定と大きく異なったりするなど、M&A の成否にも影響を及ぼし得る。対象企業の協力状況にも左右されることから、現実的には完璧な DD は難しいものの、投資前に十分対象企業を精査することは重要だと言える。これは新規投資はもちろん、特に過半取得の場合、親会社としての責任・グループ全体への影響から、既存 JV (ジョイントベンチャー/合併会社) への追加投資のケースでも、DD は重要になり得る。

本稿では、成功例・失敗例を挙げ、DD により発見された問題点や対応方法の実例とともに、DD の重要性を解説する。

2. 主要な DD の概略と目的

【図表1】主要DDの概略

DD	確認対象
財務	- 財務諸表が示す数字とその実態 - 今後の事業運営に影響を及ぼし得る収益力・収益モデルに係る懸念事項
税務	- 税務係争の過去と現状 - 税務見解の傾向と税務リスク
法務/ 土地	- 将来発生し得る履行義務、土地所有権 - 法規定、当局通達への準拠状況
インテグ リティー	対象企業・重要人物のバックグラウンド

事例に先立ち、主要 DD の概略を図表1にまとめた。また、このほかにも、対象企業の事業内容や投資側の判断により、環境 DD やコマーシャル DD などの実施が検討される。

すべての DD において、主な目的は冒頭で述べた通り、対象企業・経営陣の実情を把握した上で、契約形態を交渉・決定し、事業計画・戦略を策定することである。具体的には、(a) 実質収益力を鑑みた適切な買収価格調整、(b) 過去の問題点・

対応方法に対する責任の所在の明確化、(c) 投資後の運営・事業プランの調整などが挙げられる。なお、(b)には、対象企業・売り手側による問題点への対応完了を投資実

行の前提条件とすること、将来の損害への補償条項を規定することなどが含まれる。

3. ケーススタディ ① - 成功例

まず、深度の高い DD による問題の発見が投資に活かされた事例を紹介する。図表2の通り、日系企業(JP Co.)が事業譲渡を用い、新会社(JV Co.)に移管する形でインド企業(IN Co.)の自動車部品製造事業の90%を買い取るケースである。

【背景】

- 市場成長を見据えインドへの進出を計画したJP Co.は、IN Co.を買収の第一候補先としたが、投資の実施有無・金額はDDの結果次第とした。
- IN Co.は、複数の事業を行う一族経営の企業で、中長期戦略として当該事業ではなく別の既存事業に注力する意向があったため、事業譲渡を希望。
- JP Co.の希望により、譲渡後も数年はIN Co.が少数株主として経営に関与することを事前に合意。

【DDにおける発見事項と対応方法】

i) 関係会社間取引による利益吊り上げ

譲渡対象事業について、IN Co.の経営陣であるプロモーターファミリーが保有する別会社との取引による利益吊り上げが判明。具体的には、当該別

【図2】



会社から市場より安価に原材料を購入し、他の関係会社に高値で販売を行っていた。

対応事項:

実質収益力をふまえた事業価値をベースに、買収価格を引き下げ。売上の拡大操作について、市場価格（独立企業間価格）にて下方修正し、明白な名目取引分は対象事業価値から除外。費用の削減操作については、JP Co.投資後も原材料を同価格で提供する義務を規定。将来のIN Co.撤退時の対応方法についても事前に取り決めを行った。

ii) 共通経費の過少振り分けによる利益吊り上げ

IN Co.として発注し、複数の事業部門で使用するサーバー・ソフトなどのIT費用や、部門横断型の経営陣の旅費・各種経費などは共通経費となるため、各部門への適切な振り分けが必要であるが、当該事業に過少に振り分けられていたことが判明。

対応事項:

事業の実質収益力に基づいて、買収価格を引き下げ。IT費用に関して、外部ベンダーから当該事業の規模を勘案した見積りを取り、IN Co.主張金額との平均値を計算することで、当該事業が引き受ける共通経費を上方修正

(当該事業の利益を下方修正)。また、現実的な経費見込みを JP Co.投資後の事業計画に反映。

iii) 不当な残業代の取り扱いによる利益吊り上げ

当該地域における関連法規定では、工場勤務者の残業代は通常単価の2倍とすることが義務付けられているが、数十年にわたり準拠していないことが判明。法務に関わる内容であるが、過去数十年に遡る非準拠で財務への影響も大きく、労務費の過少計上(利益引き上げ)、遡及的補填が必要になった際の金額的影響の大きさが問題となった。

対応事項:

IN Co.との間で、投資実行前に労務費の過少計上などへの対応を完了させること、または買収価格での直接調整を行うことを交渉。IN Co.は、所在地域・業界においては本規定への非準拠が一般的な慣習であることを説明。交渉後、価格調整には至らなかったが、事実認識とともに本件への譲歩事実を強調し、他の交渉事項を有利に進めることで対応した。また、過年度の法規定違反にかかる損害が将来発生した場合の補償条項を規定した。

iv) 法人税に係る現在進行中の税務係争

過年度の法人税について、複数の税務係争が現在進行中であることが判明した。なお、対象の追徴法人税は納付済みであるものの(ただし、ペナルティー分は未払い)、IN Co.による異議申し立てにより、係争中となっていた。本件は IN Co.への直接投資ではなく事業譲渡であるため、継承するリスクは

比較的軽減されていたものの、将来 IN Co.による税務不履行が認定された場合、税務当局は事業譲渡後の法人である JV Co.からの回収や、事業譲渡そのものを無効とする権限を持つことから、対応が必要な状況であった。

対応事項:

IN Co.が当局から NOC (Non-Objection Certificate/同意書)を取得することを投資実行の前提条件とした。また、過年度にかかる税務不履行が将来明らかとなり責任が発生した場合の補償条項を規定した。

v) 土地所有権にかかる当局の記録

所有権について、当該事業施設がある土地は過去に第三者から買い取ったものであるが、当局の記録では土地売買の実施および IN Co.による所有権取得がともに承認されていないことが判明。IN Co.と第三者間の土地売買契約は存在するものの、当局への手続き・支払いに関する不備が要因であった。当局が IN Co.による所有権を認めるまで、IN Co.から JV Co.への土地譲渡が出来ないことに加え、元所有者の第三者が所有権を主張するリスクも想定された。

対応事項:

第三者から IN Co.への譲渡、および IN Co.から JV Co.への譲渡を当局が承認することを投資実行の前提条件とした。また、過年度の法令違反にかかる損害が将来的に発生した場合の補償条項を規定した。

4. ケーススタディ ② - 失敗例

次に、さまざまな事情で DD の範囲・深度を妥協し、対象企業・経営陣の実態とリスクを事前把握できなかったため、問題が投資後に判明した事例を紹介する。日系企業（JP Co.）が技術供与先のインド企業（IN Co.）にマイノリティー出資したケース（図表3）である。

【背景】

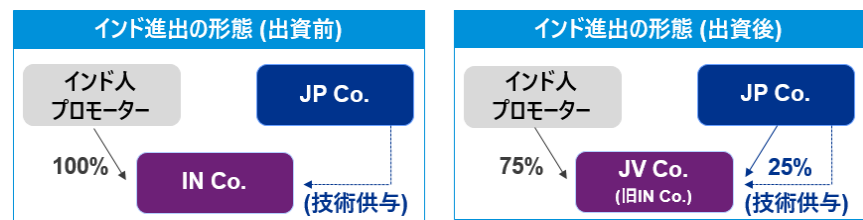
- JP Co.は高い技術力を有する電子機器メーカーで、IN Co.とは2000年代前半から技術提携している。
- 市場の成長性や競合他社の台頭阻止の観点から、既に取り引があり業績が堅調なIN Co.とのJVによるインド進出を決定。事業判断・グループ方針からマイノリティー出資を行うこととした。
- DD実施時、IN Co.は当事者間の交信においては情報提供に対する協力的な姿勢を示した一方で、実際の提供スピード・情報深度には問題があった。
- JP Co.は上記の状況をうけ、当初想定された期間内でDDを完了させることを優先した。また、既存の関係性からもIN Co.への信頼が厚く、情報の追究はしない方針であった。

【投資後に判明した問題点】

i) 回収不能な売掛金の未償却による利益吊り上げ

一部取引先の複数回にわたる支払い遅延、およ

【図3】



び回収不能な売掛金の存在が判明。投資時においても未償却処理によるIN Co.の利益引き上げで過分に対価を支払っていたことに加え、投資後に償却処理が必要となった結果JV Co.の利益を引き下げることとなった。

投資前に把握出来ていた場合の対応例:

償却必要性を鑑み、回収不能な売掛金を買収価格で調整するか、回収完了を条件として買収代金の部分的後払いに合意することで対応。また、過年度の取引先の支払い状況を事業計画に反映できた。

ii) 通常の収益力以上の特別利益の存在

通常の収益力以上の特別利益の存在が判明。具体的には、IN Co.が一過性要因により期間限定で行っていた代替受注から生じた利益である。投資の数カ月後には当該受注が無くなり、JV Co.の売上が減少することとなった。

投資前に把握出来ていた場合の対応例:

通常の収益力に基づく買収価格引き下げを交渉。価格調整に至らない場合であっても、譲歩した事実を強調し、他の交渉事項を有利に進めることで対応。また、特別利益の消滅時期、金額への影響を確認の上で事業計画に反映。

iii) 低い年次昇給による利益吊り上げ

過去の昇給に関して、当局が定める最低昇給率に満たない基準となっており、投資後に、社員から過年度分の調整を含めた給与支払請求を受けた。この対応に際して、多大な労力・コストが掛かり、利益にも悪影響が出た。投資時には過少計上された労務費に基づいて余分に対価を支払っていたことに加え、過去の支払債務が残存したため、投資後に JV Co.として対応を迫られる結果となった。

投資前に把握出来ていた場合の対応例:

最低昇給率に基づく不足金額を、投資前に IN Co.が従業員へ支払うことで合意する、もしくは買収価格で直接調整することで対応。過去の法令違反にかかる損害が将来発生した場合の補償条項を規定。また、正しい労務費を事業計画に反映。

iv) 過年度の間接税にかかる追徴命令

JP Co.投資前の商取引にかかる間接税について、投資後に税務当局よりペナルティーを含む追徴命令を複数回受けた。サービス税の課税対象や相殺クレジットの範囲に関して、投資前から税務調査と税務係争が存在しており、投資後に追徴の決定が下された。入境税に関して、IN Co.は特定の商取引においては課税対象外であるとの見解であったが（ただし税法上はグレー）、投資後に課税対象との判断が下され、追徴が決定した。

投資前に把握出来ていた場合の対応例:

IN Co.に対し、妥当性のある各種税務処理を行うことを投資実行の前提条件とし、過去の不履行による税法上の責任が将来発生した場合の補償条項を規定。

v) 各種法規定への非準拠

投資前の段階で不備があった許認可取得・更新手続きなどに関して、当局から通達・対応命令が出された。過去の責任への対応に迫られた結果、多大な労力・コストが掛かることになったことに加え、本業に支障が生じることとなった。具体的には、CTO (Consent to Operate/操業許可証)における事業内容の修正、契約社員法にかかる定期申告不備への対応、環境法が義務付ける有害物質の貯蔵施設の設置などが対象であった。

投資前に把握出来ていた場合の対応例:

IN Co.による許認可の取得・更新や申告書の提出、施設設置の完了を投資実行の前提条件として対応。加えて、過年度の法令違反にかかる損害が将来発生した場合の補償条項を規定。

5. おわりに

十分な DD を行った上で、重大な発見事項が無いケースも存在するが、精査が完了するまでは分からず、当初の想定に反して、重大な問題点が判明するケースは少なからず存在する。

重大な発見事項の有無を確認することも含め、前述の成功例が示す投資前の問題点発見の意義や価値、失敗例が示す不十分な事前精査の代償を鑑みると、時間と根気を要することもあるが、やはり投資前の十分な DD は重要と言えよう。もちろん、現実的には、当事者の意向や方針、外的要因もあり、情報追究の度合いには柔軟に対応する必要がある。そのような場合においても、対象企業に対する過信や遠慮、事前に社内設定した時系列へのこ

だわりから妥協することを可能な限り避け、以下の事項を十分念頭に置いた上で決裁することをお勧めしたい。

- 深度の高い事前精査の意義・価値:
 - a) 実質収益力をふまえた適切な買収価格調整
 - b) 過去の法令違反などに関する責任の所在の明確化:
 - 売手側による問題点への対応
 - 損害が将来発生した場合の補償
 - c) 事業基盤の実態、実質収益力をふまえた投資後の運営・事業プランの策定
- 不十分な事前精査がもたらす代償:
 - a) 実質収益力に不相应な対価の支払い
 - b) 過去の責任に起因するリスクの継承:
 - 投資後の対応にかかる労力・コスト
 - 利益への悪影響と本業への支障
 - c) 投資時の想定と異なる事業基盤・収益力

北川 耕

(きたがわ こう)

KPMG インド

(デリー・グルガオン)

ディールアドバイザリー部門

米国公認会計士



大手監査法人の NY 事務所にて日系企業等への会計監査業務を行った後、2016 年よりインド系ファーム BMR アドバイザーズにて日系企業のインド投資に係る M&A アドバイザリー業務に従事。進出形態検討から、契約条件の策定、ディール実施、事後サポートまで、日系企業の必要に応じて、幅広いサポートを行う。2017 年より KPMG インドにて同業務に従事。



【Vietnam】

支払利子の損金算入に関する規制

福本 直樹 I-GLOCAL CO., LTD.

はじめに

ベトナムへの新規進出時や事業拡大のため、また想定外の支出により資金不足となってしまった場合、出資ないし増資だけでなく、借入を検討する企業が多い。ベトナムでは減資を行うことは実務上難しく、配当はあくまで税引後利益を原資としているため、損金にはならない。

一方で、借入金の場合は、スケジュールに沿った返済が前提となっており、支払利子は基本的に損金算入が可能であるため、課税所得を減少させることができる。

支払利子の損金算入により、国際的に租税回避を行うことが可能となるため、日本や米国、ドイツなどでも国内法において借入金にかかる支払利子の損金算入に関する規制を設けている。ベトナムにおいても租税回避行為を防ぐべく、2017 年の移転価格に関する政令、Decree20/2017/ND-CP（以下、Decree20）において規制を設けており、さらに 19 年 1 月から過少資本税制の適用が予定されている。本稿では、支払利子に関する法人税の損金算入にかかる2つの規制について説明する。

従前の支払利子に関する規制

ベトナムでは従前より支払利子に関する法人税の規制があったものの、租税回避を規制するもの

ではなく、適切な手続きを踏むことを目的としていた。損金不算入となるのは、以下の場合である。

- 信用機関または経済団体でない個人からの借入金に対する支払利子で、借入時点で国家銀行が公表した資本比率の 150% 超える額。
- 企業の定款に記載された払込資本について期日（設立後 90 日以内）までに支払われていない金額がある場合、当該金額相当額の借入金に対する支払利子の額。
- 工事進捗中の資産の取得において生じた支払利子で、資産計上されている額（後の減価償却で損金算入される）。

Decree20 で規定されている支払利子損金不算入

Decree20 は移転価格税制の改正法として、関連当事者の定義、非確定総取引の優先順位、移転価格文書について規定しており、損金不算入項目についても記載している。このうち、借入金の支払利子については、EBITDA（支払利子、減価償却費、法人税控除前の利益）の 20% 相当額を超える額は法人税の課税所得計算上、損金不算入としている。そのため、利益を計上できていない場合には、法人税を支払う必要がない半面、支払利子相当額を繰越欠損金に含めることができなくなってしまう。

また、Decree20 では当該規定の詳細が明記されていないため、移転価格税制との関連性も含め、さまざまなケースを想定し、各地の税務当局がオフィシャルレターを発行することで補完している。オフィシャルレターの回答要旨は下記の通りである。

1. 企業に関連当事者がいない場合: Decree20 の規定は適用されない。
2. 企業に関連当事者はいるが、課税期間内に関連当事者との取引が発生しない場合: Decree20 の規定は適用されない。
3. 企業に関連当事者がおり、課税期間内に関連当事者および第三者から借入する場合: 利子の総支払額に対して Decree20 の規定を適用する(関連当事者、第三者のいずれから発生した借入の利子であるかは区別しない)。
4. 企業に関連当事者がおり、関連当事者との取引が発生するが、課税期間内に第三者から借入する場合: ハノイ税務局は Decree20 の規定を適用するとしている一方、ビンズン税務局では適用しないとしている。税務総局としてのオフィシャルレターの発行がなく、各税務局の案内が統一されていない状況である。ホーチミン税務局は対話集会において、国内企業と外資系企業を平等に扱うべきと発言していることから、Decree20 を適用するとの判断だと考えられる。
5. 企業に関連当事者がおり、関連当事者との取引が発生するが、EBITDA < 0 である場合: 課税期間内に発生するすべての支払利子は法人所得税の損金不算入となる。

上記については、あくまでオフィシャルレターの

段階ではあるが、基本的に借入先が関連当事者か否かにかかわらず、借入金の支払利子については、Decree20 の規定を適用することが前提となっている。

2019 年から予定されている過少資本税制

17年8月18日、財務省は付加価値税法、特別消費税法、法人税法、個人所得税法、資源税法の条項を補足修正する内容の草案を政府へ提出した。当該草案においては、過少資本税制に関する規定が盛り込まれており、可決された場合、19 年1月1日より施行される。

過少資本税制とは、関連当事者や資金提供者に利子など支払う場合に、資本持分の一定額を超える金額を法人税の課税所得計算上、損金不算入とするものである。日本では資本持分の3倍を超える部分については損金不算入とされている。今回の草案では、業種ごとに限度額が異なり、払込資本に対して製造業は5倍、銀行・金融機関は12倍、その他の業種は4倍と規定されている。ここでいう支払利子は、資本金の借入に制限されていないため、事業運営に必要な短期借入金の支払利子や出資者以外からの借入金などを含めたあらゆる借入の利子が対象であると考えられる。

おわりに

過少資本税制については、支払利子に対する二重規制ということもあり18年10月現在では不明確な点が多い。しかし上述の通り、Decree20 の規定、および過少資本税制の導入により、租税回避を意図していない場合でも、支払利子が税負担になることも考えられる。

ベトナムにおいては、払込資本の増額は企業登録証明書の変更のみで行える。一方、長期借入金の限度額となる借入資本の増額は、企業登録証明書に加えて投資登録証明書の変更が必要となる。ベトナムからの配当金には源泉税などの税金が課されない場合もあるため、追加資金の投入時には、借入だけではなく、税務の観点からの払込資本の増資についてもご一考いただきたい。



福本 直樹
(ふくもと なおき)

I-GLOCAL CO., LTD.
ハノイ事務所代表
税理士



日本の税理士法人勤務時代、外資系企業を中心に国内の飲食店や医療法人に対し、設立支援から移転価格など幅広い税務・会計コンサルティングを提供。現在は I-GLOCAL ハノイ事務所代表としてベトナムに進出している日系企業のサポートを行っている。



【Malaysia】

2019 年度マレーシア 予算案における税制改正

青木 貴宣 FAIR CONSULTING MALAYSIA SDN. BHD.

2018 年 11 月 2 日に、19 年度(19 年 1 月 1 日～12 月 31 日)のマレーシア予算案が発表されました。予算案によると、歳出は 3,145 億リンギット(以下、RM)、歳入は 2,618 億 RM を見込んでいます。18 年度の財政赤字は 3.7%(対 GDP 比)と推定されますが、今後 3 年間に於いて、19 年度は 3.4%、20 年度は 3.0%、21 年度は 2.8%と前年度より赤字幅を抑えた目標値を設定しています。また、19 年度の実質 GDP 成長率は 4.9%と予測しています。

19 年度は「復活したマレーシア」、「ダイナミックな経済」、「繁栄した社会」をテーマとしています。予算案では、主に表 1 の 3 つの分野において、12 の戦略を掲げています。

今回は予算案のうち、日系企業との関連性が高い税制改正の内容について解説します。なお、本稿は 18 年 11 月 14 日時点の情報に基づいて作成しています。

『法人税(Corporate Tax)』

① 中小法人に対する法人税の軽減措置

SMEs¹と呼ばれる中小法人は、50 万 RM までの金額に対して現在は 18%の軽減税率が適用されていますが、中小法人の競争力の向上および経済

¹ Small and medium enterprises (SMEs)とは、払込資本金が 250 万 RM 以下の法人(かつ、払込資本金が 250 万 RM 超の法人と親子・兄弟関係にないこと)などをいいます。

【表 1】19 年度予算案における 12 の戦略

1. 制度改革の実行

- 財政運営の強化
- 政府債務の再編と合理化
- 政府歳入の増加

2. マレーシア人の社会経済的な幸福の確保

- 福祉と生活品質の確保
- 雇用と雇用可能性の改善
- 保健・社会福祉保護の強化
- 実質可処分所得の増加
- より良い将来のための教育

3. 企業家としての国家の発展

- 新しい経済の力の解放
- グローバルな課題の直面における機会をつかむこと
- ビジネスにおける政府の役割の再定義
- 公平で持続可能な経済成長の確保

(出所) 2019 年度マレーシア予算案(以下、同)

【表 2】SME に対する法人税の優遇措置

課税所得(RM)	法人税率(%)	
	現行	2019 賦課年度以降
500,000 以下	18	17
500,000 超	24	24

成長の加速を目的として、表 2 の通り 2019 賦課年度(19 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに終了する事業年度)より 17%への税率の引き下げが提案されています。

② グループ税制の取り扱いの見直し

マレーシア法人のグループ内において一定の条

【表3】グループ税制の取り扱いの見直し

現行	2019 賦課年度以降
マレーシア法人のグループ内において、一定の条件を満たす場合には、赤字会社は事業開始年度から税務上の損失を他の黒字会社に譲渡することが認められる。	マレーシア法人のグループ内において、一定の条件を満たす場合には、赤字会社は事業開始後 12 カ月以上経過後に、税務上の損失を他の黒字会社に譲渡することが認められる。また、連続する3賦課年度までを限度に、譲渡が認められる。
投資税額控除(Investment Tax Allowance (ITA))やパイオニアステータスの優遇税制の適用を受けた会社は、当該適格期間終了後であれば、グループ税制の適用が認められる。	投資税額控除(ITA)やパイオニアステータスの優遇税制の適用を受けた会社は、当該適格期間終了後であっても、グループ税制の適用が認められない。

【表4】繰越欠損金などの取り扱いの見直し

欠損金などの種類	繰越期間	
	現行	2019 賦課年度以降
未使用の税務上の事業損失	期間制限なし	最大 7 年の連続する賦課年度
未使用の税務上の減価償却費(Capital Allowance(CA))	期間制限なし	最大 7 年の連続する賦課年度
未使用の再投資控除(Reinvestment Allowance (RA))およびサービスセクター向け投資控除(Investment Allowance for Service Sector(IASS))	期間制限なし	適格期間終了後、最大 7 年の連続する賦課年度
パイオニア損失および ITA	期間制限なし	適格期間終了後、最大 7 年の連続する賦課年度

件を満たす場合には、70%を限度にグループ会社間の損益通算が認められていますが、表3の通り一部取り扱いの見直しが提案されています。

③ 繰越欠損金などの取り扱いの見直し

現在、税務上の欠損金などの繰り越しに関する期間制限は存在しませんが、政府歳入の減少を最低限に抑えるため、表4の通り 2019 賦課年度より最大7年の賦課年度までの繰越制限の設定が提案されています。

【表5】個人所得税にかかる生命保険などの控除の見直し

所得控除の種類	現行	2019 賦課年度以降
EPF	合計 RM6,000 まで	RM4,000 まで
生命保険料およびタカフル		RM3,000 まで

『個人所得税(Individual Tax)』

EPF²や生命保険、タカフル³への支払いにかかる所得控除について、表5の通り限度額の変更が提案されています(公務員を除く)。

『優遇税制(Investment Incentives)』

① INDUSTRY4WRD に対する優遇税制

政府は国策として 18 年から 25 年にかけて INDUSTRY4WRD ポリシーを導入しており、製造業および製造関連サービス業について、A. Industry 4.0(以下、I4.0)の技術の応用に向けての誘致、B. I4.0 の適用プロセスにおける包括的なエコシステムの創造、C. 製造業セクターの全体的な改変という目標を達成するため、次頁の優遇税制が提案され

² Employees Provident Fund: 従業員積立基金のこと。

³ イスラム保険(イスラム法に基づく保険商品)。

ています。

A. I4.0 の即応性査定(I4.0-RA)に対する優遇税制

I4.0 の導入を促進するため、包括的な査定プロセスが導入される予定です。当該査定にかかる費用について、税額控除が提案されています。控除金額は、2019～2021 賦課年度までに Malaysian Productivity Corporation に対して支払われた費用のうち、2万 7,000RM までとなります。

B. INDUSTRY4WRD ベンダー成長プログラムへの優遇税制

I4.0 のマレーシアのローカルベンダーを支援する企業に対して、INDUSTRY4WRD ベンダー成長プログラムの導入にかかった費用の二重控除が次の通り提案されています。

- i. 国際貿易産業省(MITI)によって認可された商品開発やベンダーの能力向上、ベンダーへのスキルトレーニングにかかった費用
- ii. 適格費用は毎年 100 万 RM までに制限さ

れており、企業と MITI との間で 19 年1月1日から 21 年 12 月 31 日までに署名された基本合意書に基づき、連続した3賦課年度を通して控除を受けることができます。

C. 人材資源開発に関する優遇税制

現在の労働力のスキル向上や人材開発を行うため、表6の通り優遇税制が提案されています。

② 高齢者および前科者を雇用した雇用主に対する優遇税制

60 歳を超える高齢者および前科者をフルタイム勤務者として雇用することを奨励するため、当該従業員に対する給与支払い(月給 4,000RM 以下)に対して、追加の税額控除が検討されています。適用時期は、2019～20 賦課年度までの予定です。

③ ベンチャーキャピタルに対する優遇税制の適用期限の延長

18 年1月1日～12 月 31 日までにマレーシア証

【表6】人材資源開発に関する優遇税制

優遇税制の内容	適用時期
i. エンジニアリングおよびテクノロジー分野の一定の条件を満たす学生向けの、企業による奨学金に対する二重控除	i. 2019～2021 賦課年度まで
ii. 人材省によって認可された I4.0 プログラムのための National Dual Training Scheme への参加費用に対する二重控除	ii. 19 年 1 月 1 日～12 月 31 日までに実施されたプログラム
iii. 私立の高等教育機関による I4.0 テクノロジーおよびエンジニアリングの新設コース(教育省によって認可されたもの)の開発費用にかかる税額控除	iii. 2019～2021 賦課年度まで
iv. 従業員の I4.0 のテクノロジーに関する技術スキルの向上および開発のためのトレーニングプログラム(MIDA によって認可されたもの)にかかる費用に対する二重控除	iv. 即応性査定計画に 19 年 1 月 1 日～12 月 31 日までに参加した企業
v. エンジニアリングおよびテクノロジー分野の学部生に対する、人材省によって認可されたインターンシッププログラムの実施費用に対する二重控除	v. 2019～2021 賦課年度まで
vi. 人材省または教育省によって認可された技術開発センターやポリテクニク、職業訓練校向けに、企業によって提供された備品および機械に対する税額控除	vi. 19 年 1 月 1 日～21 年 12 月 31 日までに提供されたもの

券委員会に受理された申請に対して、以下の優遇税制が認められていますが、ベンチャーキャピタルの成長を奨励するため、申請期間を1年間延長することが提案されています。

- i. ベンチャーキャピタルマネジメント企業(以下、VCMC)
マネジメントフィーや成果報酬、VCC による投資から得た収益に対する法人税の免税
- ii. ベンチャーキャピタル企業(VCC)
 - 預金利息などを除くすべての所得に対する法人税の免税
 - 2018～2022 賦課年度における、VC に対して行った一定の条件を満たす投資に対する免税
- iii. VCC への投資
VCMCによって組成されたVCCファンドに投資を行う、事業所得のある企業および個人に対する、投資額の税額控除(年間2,000 万 RM が上限)
- iv. VC への投資
VC に対して投資を行う、事業所得のある

企業および個人に対する、調整所得段階における投資額の税額控除

④ ラブアン国際商業金融センター(IBFC)の取り扱いの見直し

ラブアンの国際金融ハブとしての長期的な競争力を強化し、国際課税規準を遵守するため、表7の通りラブアン IBFC の取扱いの変更が提案されています。

『売上税、サービス税(Sales and Service Tax)』

現行のサービス税は 18 年9月1日から導入され、マレーシアの居住者によって提供されたサービスが課税対象となっていますが、国内外の企業を同等に扱うため、非居住者によるサービス(輸入サービス)に対する課税が提案されています。

- i. 企業間(B2B): 19 年1月1日から導入
輸入サービスの受け手がマレーシア関税当局に対してサービス税の申告・納付ができるよう Service Tax Act 2018 に新しい条項が導入される予定

【表7】IBFC の取り扱いの見直し

現行	19 年 1 月 1 日以降
ラブアンの法制のもと登録またはライセンスを与えられた企業による事業活動については、ラブアン商業活動税法 1990(LBATA)に基づき3%の税率または 2 万 RM の法人税控除の選択ができる。条件は以下の通り。	A. 従来の取り扱いおよび条件(i～iii)の廃止
i. 取引はマレーシアリングgit以外の通貨で行われる	i. LBATA 1990 における 2 万 RM の固定税額の選択
ii. 取引は以下に限定される	ii. マレーシアリングgitを使った取引の制限
• ラブアン法人と非居住者	iii. ラブアン法人とマレーシア居住者の取引の制限
• ラブアン法人と別のラブアン法人	B. 新しい条件(i～iii)の導入
	i. ラブアン IBFC のラブアンにおける活動は委員会によって決定される実質的な条件に従う
	ii. ラブアン法人によって所有されている知的財産から生じる収益については、Income Tax Act 1967 の税率に従う
	iii. ラブアン法人と取引をする居住者については、発生した費用のうち損金算入額は3%に制限される

ii. 企業と消費者間(B2C):

20 年1月1日から導入

海外のサプライヤーに
対してサービス税の登
録および課税を義務付
けるため、Service Tax
Act 2018 に新しい条項
が導入される予定

『物品税(Excise Duty)』

糖尿病患者の増加を抑
制する手段として、19 年4

月1日以降、1リットル当たり 0.4RM の物品税を砂
糖入り飲料に課することが提案されています。

i. 20.09 から始まる関税コードに該当するフル
ーツジュースおよび野菜ジュースであり、か
つ 100 ミリリットル当たり 12 グラムを超える砂
糖を含むもの(砂糖やその他甘味料が添加
されているかどうかにかかわらず)

ii. 22.02 から始まる関税コードに該当する、砂糖
やその他甘味料を加えた炭酸飲料を含む飲
料または味付けされた非アルコール飲料で
あり、かつ 100 ミリリットル当たり5グラムの砂
糖を含むもの

『不動産譲渡益税(Real Property Gain Tax、以下
RPGT)』

不動産の譲渡益は RPGT の課税対象となります
が、19 年1月1日より表8の通り、所有期間が5年
超の場合の税率が引き上げられることが提案され
ています。なお、マレーシア人を対象に少額資産の
免除特例が提案されています。

【表8】不動産譲渡益税の税率引き上げ

不動産の所有期 間	RPGT 税率(%)		
	法人	マレーシア人、永住者	外国人、非永住者
3 年以内	30	30	30
3 年超 4 年以内	20	20	30
4 年超 5 年以内	15	15	30
5 年超	10(現行は 5)	5(現行は 0)	10(現行は 5)

【表9】不動産の譲渡にかかる印紙税率の引き上げ

価格(RM)	印紙税率(%)	
	現行	19 年 1 月 1 日以後
100,000 以下	1	1
100,000 超 500,000 以下	2	2
500,000 超 1,000,000 以下	3	3
1,000,000 超	3	4

『印紙税(Stamp Duty)』

100 万 RM を超える不動産の譲渡にかかる印紙
税率は、19 年1月1日より、表9の通り現行の3%
から4%への引き上げが提案されています。



青木 貴宣

(あおき たかのり)

Fair Consulting Malaysia

フェアコンサルティング マレーシア

中堅会計事務所にてオーナー企業や中小企業の経理
業務全般に従事。その後、EY 税理士法人にて主に上
場企業と外資系企業の税務申告業務や税務アドバイ
ザリー業務に従事し、国内・国際税務、組織再編税制、
連結納税などの幅広い分野での税務業務を担当。現
職では日系企業が海外進出する際の様々な問題を解
決するためのコンサルティング業務を提供している。



【Australia】

豪州税制における 仮想通貨の取り扱い

讃岐 修治 フェアコンサルティング・オーストラリア

はじめに

仮想通貨の代表「ビットコイン」が 2008 年に誕生してから 10 年が経過した。現在では仮想通貨を取り扱ったことがなくてもその存在は知っている人が大半という状況である。投資家や投機家の期待や不安などが入り混じる中、仮想通貨は現在も発展途上だと言える。本稿では仮想通貨について、豪州税制においてどのように取り扱われているか、例を交えて解説する。

豪州税制における仮想通貨

豪州税務当局（以下、当局）は仮想通貨について、暗号技術を用いた「デジタル化された資産」であり、各国の中央銀行や政府機関から独立した運営機関において取り扱われていると解釈している。また当局は仮想通貨にかかる税務ガイダンスを発表するにあたり、ビットコインもしくはビットコインと同等の特長を持ったデジタル通貨を念頭に置いている。

仮想通貨による取引の種類は以下の4つに分類される。

- (1) 仮想通貨の譲渡（有償・無償のどちらも対象）
- (2) 仮想通貨の売買（異なる種類の仮想通貨との交換も含む）

- (3) 仮想通貨の通常の通貨（例：豪ドル）との交換

- (4) 仮想通貨を使用した物やサービスの購入

また、仮想通貨の使用・管理目的は大まかに以下の3つに分類される。

- I. 個人資産目的
- II. 投資目的
- III. 事業目的

以下で、上記の目的ごとに解説する。

I. 個人資産目的としての仮想通貨

個人消費目的の物やサービスの購入に仮想通貨を使用する場合には、当該仮想通貨は個人資産と見なされ、1万豪ドル以下の収益の場合にはキャピタルゲイン課税の対象外となる。

1. 仮想通貨が個人資産と見なされる例

A 氏が 270 豪ドルで仮想通貨を購入し、当該仮想通貨で趣味のコンサートチケットを購入。直接豪ドルでコンサートチケットを購入した場合には 300 豪ドルの支払いが発生していた場合。

2. 仮想通貨が個人資産と見なされない例

B 氏は仮想通貨を保有し、有利なレートで仮想通貨

貨を売買。B氏は適時、物やサービスの購入に仮想通貨を使用。この場合にはB氏は投資目的で仮想通貨を保有していると解釈され、個人資産とはみなされない。

II. 投資目的としての仮想通貨

仮想通貨を投資目的で保有する場合には個人資産におけるキャピタルゲイン課税の免除は適用されず、仮想通貨を処分した時点で取得価額よりも売却価格が大きい場合にキャピタルゲインが発生し、納税義務が生じる。投資のポートフォリオの一部に仮想通貨を使用する場合も同様である。なお、仮想通貨保有時に市場価格もしくは仮想通貨保有額の変動があっても、仮想通貨を処分する時点まではキャピタルゲインは認識されない。異なる種類の仮想通貨の交換時には、市場価格を用いて仮想通貨を豪ドルに換算する必要がある。仮想通貨を12カ月以上保有後に処分する場合には、キャピタルゲイン課税・ディスカウントの適用により納税額を減らすことが可能となる。

例:

1. C氏が17年7月5日 100コインXを1万5,000豪ドルで購入。
2. 同年11月15日 20コインXを100コインYに交換。
3. 同日時点での100コインYの市場価格は6,000豪ドル。
4. この場合、C氏はキャピタルゲインを算出するにあたり、6,000豪ドルの資産売却売上を得たということになる。
5. 20コインXの取得価額が3,000豪ドルだったため、差益の3,000豪ドルに対しキャピタルゲイン課税される。

III. 事業目的としての仮想通貨

仮想通貨の取引自体が事業内容に含まれる場合には、仮想通貨は「トレーディング目的で保有する棚卸資産」と見なされる。この場合、仮想通貨はキャピタルゲイン課税の対象にはならない。

事業目的の仮想通貨の取引から発生する収益は「通常の収益」と見なされる。また、仮想通貨を入手する際に発生した経費の損金計上が認められる。

例:D氏は仮想通貨取引事業を行っている。17年12月15日に1,500コインXを15万豪ドルで購入。同日に1,000コインを20万豪ドルで販売。この場合、D氏は15万豪ドルを経費計上、および20万豪ドルを収益計上することになる。

ただし、仮想通貨の売買を行っているすべての人が事業を行っているとはみなされないことに注意が必要である。「事業を行っている」とは通常、以下の状況を指す。

1. 商業目的での活動であること
2. 事業計画があり、その計画に基づいて資産運用が行われていること
3. 会計記帳をしており、かつビジネスネームや取扱商品に対する宣伝活動があること
4. 収益を上げる意思があること(短期的には収益性がない場合でも、将来の収益が見込めると判断している場合も含む)
5. 繰り返し行われる活動であること(ただし、状況によっては一度のみの取引が事業活動であると見なされる場合もある)

事業開始時期

仮想通貨取引事業を行うにあたり、事業準備期間は事業の開始前と見なされ、その間に受領した金銭は課税対象の収益とはみなされず、個人資産目的とみなされる場合があるため注意が必要である。この場合、発生した経費を損金計上することは出来ない。

仮想通貨売買とGST

17年7月1日以降、仮想通貨の売買はGSTの対象ではなくなった。従って、仮想通貨を販売する際にGSTの支払い義務はなく、仮想通貨の購入に対して、GSTの控除および還付請求することも出来ない。

商品の売買に仮想通貨を使用する場合

仮想通貨取引事業ではない事業を行っているが、物やサービスの提供に対して、仮想通貨を受領する場合には、仮想通貨はその他資産として取り扱うことになる。その際に受領した仮想通貨は公正市場価格を用いて、豪ドルに換算し収益として計上する必要がある。一般的には認知度が高い仮想通貨取引所のレートを用いて豪ドルに換算されることになる。仮想通貨を使用して支払いを行った場合には、購入した商品の公正市場価格を用いて豪ドルに換算する。

仮想通貨を従業員への給与として使用する場合

雇用契約において「Salary Sacrifice Arrangement」と呼ばれる、現金(豪ドル)以外で給与を受け取り決めの有無により、取扱方法が異なる。

1. 「Salary Sacrifice arrangement」がある場合

雇用主と従業員の間で、給与を豪ドルの代わりに仮想通貨を使用して支払うという正式な取り決めがある場合には、仮想通貨の支払いはFRINGE BENEFITとみなされ、雇用主にはFRINGE BENEFIT税の支払い義務が発生する。当該FRINGE BENEFITは「Property Benefit」のカテゴリーに分類され、仮想通貨の支給時の価値に基づいて、雇用主はFRINGE BENEFIT税を支払うことになる。

2. 「Salary Sacrifice arrangement」がない場合

従業員に通常の受給資格がある前提で、仮想通貨での給与の受領を希望するような場合、従業員は通常の給与を受領したと見なされ、雇用主には給与額を豪ドルに換算した上で源泉徴収を行う義務が発生する。

仮想通貨の紛失や盗難

仮想通貨にアクセスする際のプライベートキー(暗号)の盗難が発生した場合にはキャピタルロス(暗号)の盗難が発生した場合に損失を計上することになる。仮想通貨保有者であることや仮想通貨へのアクセス方法を失ったことの証明方法が問題となる。

証明条件として、以下の情報が規定されている。

1. プライベートキーの取得時期
2. プライベートキーの紛失時期
3. 仮想通貨ウォレットのアドレス(例:ビットコインアドレス=銀行口座情報に類似した情報)
4. 仮想通貨の購入価格
5. 紛失もしくは盗難時の仮想通貨残高

6. 仮想通貨ウォレットが該当者の管理下に置かれていたことの証明(例: 該当者個人情報と取引が連携していたことの証明)
7. 仮想通貨ウォレットを保存していたコンピュータハードウェアの保有事実
8. 仮想通貨売買時の取引時の使用口座保有の証明もしくは該当者個人情報と取引が連携していたことの証明



讃岐 修治

Fair Consulting Australia
オーストラリア公認会計士

外資系衛生製品メーカーのセールスマネジャーを経て、オーストラリアにて MBA 取得。大学院在学時より日系の独立系会計事務所にて日系企業を含めたローカル企業の会計・税務・ビジネスコンサルティングに従事。その後、ベトナムハノイ駐在の後、現職にて日系企業含め会計等コンサルティングを実施。



【Taiwan】

台湾会社法改正の概要

小西 秀朋 SCS Global Consulting (Taiwan)

立法院(国会)において 2018 年7月6日、会社法の改正案が通過(最終可決)し、18 年 11 月1日より全面施行されました。これにより 140 以上の条文が改訂されることとなり、01 年以来で最も大きな改正となりました。

当該改正のポイントを A. 会社情報に関する申告の義務化、B. 会社運営上の改正点、C. 会社設立・登記関連に分け、重要な項目を以下で概括します(図表1)。

A. 会社情報に関する申告の義務化**A-1 マネーロンダリングの監視強化に伴う、会社基本情報の申告義務化**

マネーロンダリングに対する国際的な監視強化を受け、会社の役員などの情報について申告が義務化されました(22 条-1)。具体的には下記の項目について申告が必要となります。

- i. 申告義務者:すべての会社(外国会社の台

湾支店を除く)

- ii. 対象:毎年 12 月 31 日時点の下記に該当する対象者(法人)の情報
- iii. 董事(取締役)・監察人(監査役)・經理人(代表者)・持株割合が 10%超の株主
- iv. 申告内容:対象者の氏名・国籍・生年月日・保有株式数など
- v. 申告期間:初回は 18 年 11 月1日～19 年 1 月 31 日、20 年度以降は毎年3月1日～3 月 31 日(※19 年 12 月 31 日時点の情報を 20 年3月1日～3 月 31 日の期間中に申告することとなります)

B. 会社運営上の改正点**B-1 出資規制の緩和**

- i. 発起人が、第1回目に発行する株式の引き受けをする場合、これまでは現金での払い込

【図表1】会社法改正の要点

A. 会社情報に関する申告の義務化	・ A-1 マネーロンダリングの監視強化に伴う、会社基本情報の申告義務化
B. 会社運営上の改正点	・ B-1 出資規制の緩和 ・ B-2 企業経営環境の柔軟化 ・ B-3 株主資本の保証 ・ B-4 コーポレート・ガバナンスの強化 ・ B-5 監査要件の変更
C. 会社設立・登記関連	・ C-1 新設会社設立における規制緩和 ・ C-2 国際化への対応

みのみが認められていましたが、今回の改正により事業に必要な財産、技術による現物出資が認められることとなります。また、株主の出資の際に、債権による出資が認められるようになりました(131条、156条)。

- ii. 配当政策の柔軟化として、半期または四半期ごとの配当が可能となりました。また、現金配当は董事会(取締役会)の承認のみで可能ですが、新株の発行については引き続き株主総会の承認が必要となります(228条-1)。
- iii. これまで未公開会社では認められていなかった、下記の種類株式(特別株式)の発行が可能になりました(157条)。
 - 複数議決権のある株式
 - 譲渡制限付株式
 - 拒否権付株式
 - 役員選任権付株式
- iv. 資金調達の簡便化のため、未公開会社の社債発行総額の制限が撤廃されました。また、これまで認められていなかった未公開会社による転換社債および新株予約権付社債の私募が可能となりました(247条、248条、248条-1、278条)。

B-2 企業経営環境の柔軟化

- i. 取締役会の設置が不要となり、取締役を一名または二名のみ設置する、という要件に緩和されました(192条)。
- ii. 発起人は会社設立後1年間株式が譲渡できない、という制限が撤廃されました(163条)。

- iii. 会社の自己株式や利益配当、株式引受権証書の発行対象が、自社の従業員だけではなく、親会社と子会社の従業員にも拡大されることになりました(167条-1、167条-2、235条-1、267条)。
- iv. 定款に定めがある場合に限り、未公開会社のテレビ会議による株主総会の開催(172条-2、257条-2)や、取締役全員が承認した場合に取締役の議決権行使を書面で行うこと(205条)が可能になったほか、一人法人株主の株式会社において、定款に定めがある場合に限り、取締役会および監査役の設置が不要となりました(128条-1)。
- v. 取締役会の招集通知期間が従来の7日前から3日前に短縮されました(204条)。
- vi. 未公開会社の再投資制限が撤廃されました(13条)。
- vii. 有限会社の増資・減資および株式会社への組織変更が、株主総会の過半数の同意により可能になりました(106条)。

B-3 株主資本の保障

株主の権利保障のため、以下の条項が改正されました。

- i. 株主総会における、減資、董事(取締役)の競業許可¹、利益剰余金や資本準備金の組み入れによる増資にかかる緊急動議が禁止事項として追加されました(172条)。

¹ 中国語原文は「董事競業許可」。董事が会社と競業する取引を行う際に、通常株主総会の承認を受けてから行うべきところ、かかる事案を緊急動議として提案する事が禁止されたものと理解される。

- ii. 株主提案権の保障に関する事項が追加されました(172条-1)。
- iii. 継続的に3カ月以上発行済株式総数の過半数を保有している株主は、自ら臨時株主総会を招集することが可能となりました(173条)。
- iv. 別段の法規定がある場合を除き、少数株主が提出する株主総会議案(172条-1)および取締役候補者(192条-1)を、取締役会が任意に削除することが禁止されました。

B-4 コーポレート・ガバナンスの強化

- i. 取締役会の招集について、これまでは原則として代表取締役による招集が必要とされていましたが、改正後は取締役の過半数の同意で招集することが可能となりました(203条)。
- ii. 株主総会の招集権者による株主名簿の開示請求に従わない場合、ペナルティーが科されることになりました(210条-1)。
- iii. 取締役の配偶者、二親等以内の親族または当該取締役と支配従属関係のある会社と取引がある場合、当該取締役は利害関係の開示および説明が必要となりました(206条)。
- iv. 検査権を主張できる少数株主の資格について、期間と持分割合の条件が緩和され、1年以上継続的に発行済株式総数の3%以上を所有という条件から、6カ月以上継続的に発行済株式総数の1%以上の所有という条件になりました。また、検査範囲が拡大され、帳簿および財産資料のほか、必要に応じて取引記録や特定事項まで検査権を主張できることになりました(245条)。

- v. 取締役の役員保険への加入または継続について、直近の取締役会で報告することが義務付けられました(193条-1)。

B-5 監査要件の変更

財務諸表監査の要否の法定要件が、従来の資本金額要件のほか、従業員数などの一定規模要件も追加されます(20条)。

- 現行は、資本金額3,000万元(ニュー台湾ドル、以下同)超の会社が財務監査の対象とされていましたが、本改正により資本金額要件だけでなく、営業利益額や従業員数などの一定規模要件が法定基準に追加されました。具体的な数値は未確定ですが、現在公開されている草案では資本金額要件が5,000万元以上に引き上げられるほか、一定規模要件として年間営業収入金額が1億元以上または期末従業員数が100名以上と規定されており、資本金額要件もしくは一定規模要件のいずれかを満たす場合には、財務監査が必須となります。

C. 会社設立/登記関連

C-1 新設会社設立における規制緩和

額面株式、もしくは無額面株式のいずれかを選択して発行できるようになりました(156条、140条)。

- 株式譲渡制限会社(閉鎖性股份有限公司)にならい、株式の発行価額が柔軟に設定できるようになりました。
- 未公開会社は、株主総会の特別決議を経ることで、すべての発行済額面株式の無額面株式への変更が可能になりました。

- 無額面株式を発行する未公開会社が株式公開する際に必要とされていた、額面株式への転換が不要となりました。

がない場合であっても登記が可能となりました(29条)。

C-2 国際化への対応

- 外国法人の許認可制度が撤廃されることになりました(4条)。
- 会社の登記を行う際、従来からの中国語名称の登記に加えて、新たに外国語名称の登記もできるようになりました(392条-1)。
- 現行法では経理人登記の際、台湾国内住所が必要でしたが、改正法では台湾国内住所

今回の会社法改正では、定款を改定することにより、取締役会および株主総会手続きの簡素化が可能となるものや、取締役会の設置が不要になるなど、企業経営に有利となる改正も多く盛り込まれています。個別の具体的な内容については専門家に相談の上、各企業の実情に即した新会社法への対応方法を検討していくことが望まれます。

終わりに、改正前と改正後の比較表(図表2)を掲載しますので、ご参照頂ければ幸いです。

【図表2】改正前と改正後の比較

	改正前	改正後
会社基本情報の申告義務	公開会社: 証券交易法の規定により申告義務有り 未公開会社: 申告義務無し	未公開会社も申告義務あり(ただし外国会社の台湾支店を除く)
発起人の引受株式の払込方法	現金による払い込みのみ	現物出資が可能
配当	期末配当のみ(年に1回)	四半期、または半期ごとの配当が可能(年に4回まで可能)
未公開会社が発行可能な種類株式	限定された種類株式のみ	さまざまな種類株式が発行可能
未公開会社の社債	発行額に制限有り 転換社債および新株予約権付社債の私募は不可	発行額の制限が撤廃 転換社債および新株予約権付社債の私募が可能
取締役の必要人数変更	会社は少なくとも3名の董事(取締役)および1名の監察人(監査人)が必要	[非公開会社] 董事1名、監察人1名または董事2名、監察人1名でも可 [1法人株主の会社] 董事1名、監察人0名でも可
会社発起人の自社株譲渡	1年以内は譲渡禁止	譲渡禁止制限の撤廃
自己株式、利益配当、株式引受権の発行対象	会社→自社従業員のみ	会社→自社従業員、または親子会社従業員へ対象が拡大
株主総会のテレビ会議	テレビ会議での開催不可	定款に定めがある場合に限り、テレビ会議での開催が可能
取締役による書面での議決権行使	取締役会(テレビ会議でも可)による議決権行使が必要で、書面では認められない	定款に定めがある場合に限り、取締役全員の承認を要件に書面により議決権の行使が可能

取締役会の招集通知期限	開催の 7 日前	開催の 3 日前
株主総会における緊急動議の 禁止事項	役員の選任/解任 定款の変更 会社の解散、合併、分割 第 185 条第 1 項に規定される各事 項	以下が追加 ・ 減資 ・ 取締役の競業許可 ・ 利益剰余金や資本準備金の組み入れによ る増資
臨時株主総会の招集	3%以上の株式を継続的に 1 年以 上所有する株主が董事会もしくは 政府の承認を経て招集	過半数の株式を継続的に 3 カ月以上所有する 株主は自ら臨時株主総会の招集が可能
取締役会の招集	原則として代表取締役による招集	取締役員の過半数の同意でも招集可能
株主総会の招集権者による株 主名簿の開示請求	従わない場合の罰則規定なし	従わない場合の罰則規定を追加
取締役の利害関係の開示およ び説明	取締役自身の利害関係について 開示および説明が必要	取締役の配偶者、二親等以内の親族または当 該取締役と支配従属関係のある会社との取引 についても開示および説明が必要
検査権を主張できる少数株主 の資格	3%以上の株式を継続的に 1 年以 上所有している株主	1%以上の株式を継続的に半年以上所有してい る株主
財務監査の要否基準	資本金額 3,000 万元超	①資本金 5,000 万元超、または ②年間営業収入 1 億元以上または期末従業員 数 100 名以上 (※草案ベース)
無額面株式の発行	無額面株式の発行はできない	株式発行時に、額面株式または無額面株式の 発行の選択が可能
会社の名称登録	中国語名称のみ可能	中国語名称 + 外国語名称 の登録が可能
経理人登録時の住所	経理人は台湾国内の住所が必要	台湾国内に住所がない場合であっても、経理 人登録が可能



小西 秀朋
(こにし ひでとも)

SCS Global Consulting
(Taiwan) Ltd



2010 年に SCS-Invictus グループに参画。SCS 日本での勤務を経て、12 年に SCS シンガポールに入所し、200 社を超えるクライアントに対し、会計、税務を中心とした専門業務を提供する。また連結決算や SPC を活用したスキームをはじめ、IT 管理に関する豊富な経験を活かし、これらの分野での業務にも多く従事。18 年より台湾に活動拠点を移し、現在は現地代表として各種専門業務のサービス提供を行っている。



【China】

中国生態環境保護法および 最新事例の解説

王 正洋 北京市君澤君(上海)法律事務所

はじめに

改革開放以降、中国の経済発展は凄まじい勢いであるものの、それに伴う環境汚染は日増しに深刻化し、環境問題の解決が最優先事項かつ今後の持続的発展のカギとなっている。そこで中国政府は2018年1月1日、生態環境保護を目的とする「生態環境損害賠償制度改革方案」(以下、「改革方案」と「環境保護税法」(以下、「保護税法」)を施行した。これら法規制を受け、今年1～8月の全国の環境汚染行政事件は10万9,696件、罰金総額は約91億人民元に上った。江蘇省・広東省・山東省・河北省における処罰が最も厳しく、江蘇省の罰金総額は14億元であった。本稿では「改革方案」「保護税法」の概要と最新の事例を中心に解説する。環境コンプライアンスへの理解と法的リスクの予防の一助として頂きたい。

「生態環境損害賠償制度改革方案」の概要

17年12月17日、中国共産党中央弁公庁と国務院弁公庁は吉林、山東、江蘇、湖南、重慶、貴州、雲南の7つの省(市)において約2年間にわたって実施した試験結果を踏まえた「改革方案」を公布した。当該方案においては、18年1月1日以降の2年間で、全国規模の生態環境に対する損害賠償制度を構築し、「企業による汚染、国民への被害、政府

が肩代わり」という状況の打破を目指すことが示されている。

なお、「改革方案」における生態環境損害とは、環境汚染や生態系の破壊が、大気や地表水、地下水、土壌、森林などの環境要素や、植物や動物、微生物などの生物要素にもたらした良からぬ変化、上述の諸要素で校正される生態システムの機能的な退化を指す。

一.「改革方案」の主な内容

1.「環境には価値があり、損害をもたらした場合に責任を負い、損害に対して賠償をする」という原則の確立

「改革方案」第2項では、「環境には価値があり、損害をもたらした場合に責任を負う」ことが明記されている。環境資源の生態系機能の価値を認識させることによって、賠償責任者による環境の修復を促し、修復できない場合には金銭での賠償責任を課す。賠償責任者が、同一の行為によって、行政責任あるいは刑事責任を負う場合も、生態環境損害賠償責任には影響しない。

2. 損害賠償の範囲

生態環境損害賠償の範囲には、汚染除去費用、生態環境修復費用、生態環境修復期間における生

生態サービス機能低下による損失、生態系機能の劣化による損失、生態環境損害賠償の調査や鑑定・評価などにかかる費用が含まれる。「環境民事公益诉讼事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈」¹によって規定された費用と比べると、「改革方案」では、汚染除去費用、生態系機能の劣化による損失などの費用が追加された。従来の環境に関する法令においては「修復を第一とする」という原則が強調されてきたが、「改革方案」では、修復できない場合の賠償方法と汚染者の責任に着目しており、金銭賠償は以前の司法解釈にはない新たな規定である。「改革方案」の趣旨に鑑み、鑑定技術が改善されつつある状況のもと、環境損害について金銭賠償で問題を解決する傾向がみられる。

3. 事前協議手続きの明確化

「改革方案」では、事前協議手続きについて規定しており、「当事者が自発的に協議し、司法により保障する」ことを明確化している。当該規定により、生態環境損害が発生した場合、賠償請求者はまず賠償責任者と協議する必要がある、当事者間の事前協議無しに直接、裁判所に訴訟を提起することができないとされている。協議で合意に至らなかった場合には、訴訟を提起することができる。協議手続きには、生態環境損害に関する調査や鑑定・評価、修復法案の作成などが含まれている。賠償請求者と賠償責任者は、協議を経て締結した賠償契約について、民事訴訟法に基づいて人民法院に司法確認を申請することができる。賠償責任者が履行しない、または不完全履行の場合、賠償請求者

または賠償請求者に指定された者は、人民法院に強制執行を申請することが可能である。

この協議手続きは、世界的に普及している環境紛争解決にかかる事前協議制度と一致しており、当該手続きによって、生態環境破壊問題の早期解決や損害の軽減につながることを期待される。また、司法メカニズムを利用して協議の結果を保障することで、修復効率や協議結果の客観性を高めることができる。

二. 損害賠償責任の適用範囲

損害賠償責任の適用範囲は下記1～3の通りである。

1. 規模が比較的大きい突発環境事件
2. 国家(省)主体機能区計画に定められた重点生態機能区や開発禁止区で発生した環境汚染・生態破壊事件
3. 環境に重大な影響を及ぼすその他の事件

また、地域ごとの実態に応じて、環境汚染や生態系破壊の度合い、社会的影響などの要因を総合的に勘案し、具体的な状況を明らかにしなければならないと規定されている。

三. 生態環境損害賠償訴訟に関する事例

【事例1】江蘇省政府がA社に対して生態環境損害賠償訴訟を提起した事例

14年4月から6月にかけて、A社は、危険廃棄物(塩基の廃液)の処理を、危険物処理資格を保有しないB社に依頼した。B社は、危険廃棄物の一部を泰興虹橋で直接に長江に排出し、他の部分を新通

¹ 最高人民法院关于审理环境民事公益诉讼案件适用法律若干问题的解释

揚運河に直接に排出したため、水質が汚染され、靖江市と興化市は長期間断水しなければならなくなった。

17年5月、江蘇省政府は当該水質汚染に関する損害賠償を請求して提訴し、18年8月27日、第一審において、A社は生態環境の修復費用約3,600万元と生態系サービス機能の損失額約1,800万元の計約5,400万元を賠償しなければならないとの判決が下された。

本件のポイントは、①他地域における同様の事件から類推し、生態環境損害の金額を算出した点、②初めて生態系サービス機能の損失に関する審理がなされた点である。

本件について、特に説明したいのは上記のポイント①である。具体的には、事件発生後、靖江市の検察院と市環境保護局は、江蘇省環科学会に対し長江の生態環境の損害を鑑定・評価することを委託し、損害賠償の金額を算出した。一方、興化市の生態環境の損害は評価されていないため、損害賠償の金額は確定できなかった。裁判所は、専門家の意見を参考にして、両地の危険廃棄物の排出量、水環境汚染、生態破壊の程度と範囲などを総合的に考慮した上、類推法で新通揚運河に関する損害賠償額を推計した。これによって、今後、企業は単に損害賠償額が確定できないという理由のみで抗弁することは難しくなる。

「環境保護税」の概要

「環境保護税法」の施行にともない、税務コストの増加を懸念する企業が多くみられる。環境保護税は、従来の汚染物排出費を代替するものとして制定されたものである。企業に税金を加重負担させる

のではなく、企業の環境保護責任の履行を促進するために、税金の減免規定が設けられている。

一. 汚染物排出費と環境保護税の関連性

汚染物排出費は1979年に制定され、大気や水、固体廃棄物、騒音の4種類の汚染物に対して、排出費を徴収する仕組みである。環境保護税は当該費用を代替するものであり、税に転換することで、安定的な徴収が可能となった。環境保護税は、納税の主体や項目、金額算出の根拠、料率の設定などにおいて、汚染物排出費の仕組みと多くの点で関連している。

二. 汚染物排出費と環境保護税の相違点

1. 減免対象の拡大

企業による汚染物排出の削減を促進するために、減免規定が追加された。納税者が排出する大気汚染物もしくは水汚染物の濃度値が、国および地方が規定する排出基準の30%を下回る場合には75%、50%を下回る場合には50%に環境保護税が軽減される。

2. 省級政府の裁量権

「環境保護税法」第6条において、「管轄地域の環境受容能力、汚染排出の現状と経済・社会・生態系の発展目標要求を総合的に勘案したうえで、規定する税額の範囲内で、課税対象の大気汚染物と水汚染物質の具体的な適用税額を確定する」ことが定められた。

3. 環境保護税制度への対応

「汚染排出費徴収使用管理条例」によれば、汚染源の排出者が規定どおりに汚染物排出費を支

払っていない場合、期限通りの支払いや罰金、操業停止などが要求されるのみで、法的責任は比較的軽かった。しかし、「環境保護税法」の施行後は、税務当局が「租税徴収管理法」に従って徴収・管理するため、虚偽申告や隠蔽、申告漏れ、不申告などがある場合には、罰金や滞納金の支払いなどが要求されたり、刑事責任を問われたりする可能性がある。

環境保護税については、以下の順で算出することをお勧めしたい。

- ① 課税対象汚染物の種類を確定する
- ② 課税対象汚染物の数量を計算する
- ③ 納税の証憑を保存する

企業の環境コンプライアンス体制の強化

一. 環境コンプライアンスに関する事例

【事例2】常州市外国語学校汚染事件において、3社が環境汚染修復費合計 3.7 億元を賠償請求された事例

常州市外国語学校は汚染地域に隣接しており、15 年 12 月、保護者より学校周辺で刺激臭がするとの報告があり、常隆汚染地域において土壌修復工事が行われていたことが判明した。過去、当該地域では常隆、常宇、華達の3社が農薬工場、化学工場を数十年にわたり経営していた。16 年 5 月 16 日、北京市朝陽区自然之友環境研究所、中国生物多样性保護とグリーン発展基金会は、常隆、常宇、華達に、環境汚染の公益訴訟を提起し、被告3社が環境修復費用 3.7 億元を負担するよう求めた。

常州市新北区政府は同市環境保護研究所に依頼して土壌と地下水の汚染状況に関する調査を行った。その結果、汚染状況は深刻であり、環境リスクが大きいと汚染地域の修復をしなければならないことが判明した。

当該地域においては化学工業製品の生産が行われており、環境汚染は 70～80 年代から始まっていた。国務院教育監督委員会や環境保護部、江蘇省政府などは調査・分析の結果、学校の敷地内は安全であると判断した一方、常州市政府に「常隆ブロック」の汚染防止と修復方法の策定を急ぐよう求め、同市政府と新北区政府は、訴訟の開始前に汚染地域への応急処置を施した。

法院は、環境汚染損害修復作業が常州市新北区政府により行われ、公共利益を維持するという訴訟の目的は実現されていると判断した。その結果、3社の権利侵害行為の事実を認定した上で損害賠償請求を却下し、被告3社は巨額の賠償を逃れることができた。

もし、国務院が本件を重視せず、政府の修復作業がなければ、3社は法律によって土地修復の責任を負い、巨額の賠償をしなければならない可能性があった。企業は生産・経営の過程において環境コンプライアンスの構築を強化しなければならないだろう。

二. 生態環境損害賠償のリスクと対応方法

企業にとって想定される生態環境損害賠償のリスクと対応方法は、以下のとおりである。

1. 大気や水、危険廃棄物などについて環境汚染問題が発生する可能性を改めて検証する。
2. 土壌汚染や固体廃棄物、危険廃棄物の管理の状況について、調査・評価を行い、潜在的なリスクを洗い出し、改善措置を講じる。
3. 生態環境損害賠償制度の改正などについて関心を持ち、応急処置の方法を更新・改善する。
4. 法的リスクを防ぐために、投資や買収、増産などを行う際には、リスクの調査や評価、分析を行う。

三. 汚染物排出に関する税務リスクと予防方法

汚染物排出企業が税務リスクの管理・予防のためにとるべき対応は以下の通りである。

1. 税務上の処理を適切に行い、税務コストをコントロールする。
2. 生産部門と安全管理部門、財務部門が協力し、①汚染物排出データを適切に記録し、②データに基づき証明書を作成することで税務リスクを低減させる。

おわりに

中国政府は、生態環境保護を重点項目として改革を推し進めている。絶えず変化する環境保護に関する法制度に対応するために、環境コンプライアンスに対する理解と、環境法の法的リスクの予防が重要である。



君澤君律师事务所
JunZeJun Law Offices

王 正洋(おう せいよう)

北京市君澤君(上海)法律事務所
シニアパートナー
弁護士
日本チーム責任者

1987年西南法政大学卒、法学学士。95年北京大學、民商法修士。2005年ニュージーランドビクトリア大学 国際経済法修士。裁判官として5年、また弁護士として、30年以上にわたる豊富な実務経験を有し、複雑な商事紛争に関する訴訟と仲裁を得意とする。上海国際商会副会長、上海四川商会副会長、四川省政府招商顧問などを務め、2016年、法律雑誌「Lawyer Monthly」で商事仲裁の弁護士に選ばれた。



【Hong Kong】

香港における競業避止条項の 妥当性

本多清志 PERSOLKELLY Consulting

1. はじめに

弊社に寄せられる人事労務に関連した相談の中で、健全な企業活動に大きなインパクトを与える競業避止条項について取り上げる。特に海外では労働市場における流動性の高さから、社員が競業他社へ転職し、転職後に自社の顧客へアプローチする可能性は十分考えられる。また、インターネット技術の進歩によって転職時に社外秘情報を私物のモバイル端末やクラウドサービスを使って流出させるリスクも増大している。自社の信頼・売上・シェアの低下につながるこれらのリスクを実務上どの程度防ぐことが可能であるか、また、そのような事案が発生した際にどのような対抗措置が取れるのかについて、訴訟事例を交えて検証していきたい。なお、本稿の意見に関わる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

2. 訴訟事例から見る競業避止条項の妥当性

香港においては従業員に課される競業避止について明文化された法規は存在していない。一方、香港の憲法に相当する香港基本法第 33 条では香港住民は職業選択の自由を有することが認められており、競合企業への転職に対して制限を課すことは容易ではないと考えられている。そのような中において対抗策を探るべく、訴訟事例より競業避止についての理解を深めていきたい。

<背景>

X 社は金融機関に特化した情報配信を行う印刷会社であり、香港における当業界の推定顧客数は大手金融機関を中心とした約 50 社に限られている。また X 社に対する明確な競合企業は Y 社が存在するのみであり、2 社による寡占的な市場となっていた。X 社の元従業員である A 氏は 2000 年に X 社へ営業マネージャーとして入社したものの 2011 年に解雇された。その後 A 氏は X 社の競業である Y 社に転職。転職当時、X 社から Y 社へ転職することについての異議は唱えられなかったが、その半年後に X 社が A 氏に対して訴えを起こした。X 社は、A 氏が自社から持ち出した顧客情報に基づいて自社顧客が奪われ、ビジネス上の損失を被ったと主張し、A 氏の当該営業行為に対する差止請求と損害賠償を要求した。具体的な差止内容としては 1) 顧客リストと価格表の不正利用、2) X 社顧客への接触の 2 点に対してであった。

<詳細>

訴訟のきっかけとなったのは、X 社における長年の重要顧客が Y 社へ発注を出したことであった。Y 社は X 社の価格を下回る見積もりを提示して受注していたことが判明。また、別の重要顧客も A 氏の転職後に Y 社へ発注を出していることが分かった。X 社が社内調査を進めると、A 氏は X 社在籍時に当該顧客の担当

ではなかったものの、当該顧客情報を含む全社顧客リストをカスタマーサービス部門より不正に入手していたことが社内メールの履歴から判明した。上記事実に基づき X 社は訴えを起こした。

<判決>

法廷にて双方の主張を踏まえた結果、判決は X 社側の敗訴となり、競業禁止に対する差止請求ならびに損害賠償の訴えは却下された。裁判官より示された本判決のポイントは以下の三点であった。

- 1) 実際に発生したと主張する経済損失の証明がなされなかった
- 2) 顧客への接触制限は離職後3カ月までが合理的な制限範囲である
- 3) 同業他社での就業を禁じることは個人の権利を侵害することになる

<判決の根拠>

- 1) X 社の所属する業界は大手金融機関のみを対象としており非常にニッチな市場であることから、仮に当該顧客との取引が A 氏の接触により奪われたとすればその損害を量的に証明することは容易なはずである(原告である X 社は証明することはできなかった)。
- 2) 法律に明確な規定は存在しないが、過去の判例等を踏まえ顧客への接触制限は3カ月程度が妥当であると考えられる。X社の重要顧客がY社に発注したのは少なくとも A 氏の転職から3カ月以上経過していた。
- 3) A 氏の年齢が 59 歳ということもあり、その年齢では他業界への転職も極めて難しいと考

えられる。また、離職後3カ月以内に顧客へ接触したことが認められないことから、競業禁止を理由に個人の権利を損なうことはできない。

<解説>

上記判決により、使用者が労使間で取り決めた競業禁止条項に基づいて法的措置を求めることは容易ではないことが分かる。香港基本法においては労働者に対する職業選択の自由が認められていることも使用者にとって当該条項を課すことのハードルとなり得る。企業においても概念的な競業禁止条項を雇用契約書等にて定めているものの、どのような情報やノウハウを守りたいのかを明確化することなく、合理性・具体性に欠ける内容となっていることがある。このような場合、競業禁止義務を形式的に負わせているだけのケースが多く、企業間競争の激しい香港において十分な対応策とは言えない。

また、上記判決から原告である X 社に対して厳格責任(立証責任)が求められる点にも留意しておきたい。同業他社へ再就職したという事実だけでは、損害を被ったと証明するには不十分であり、法的措置が認められる可能性は低い。具体的なポイントは後述するが、対応策として制限内容に合理性・具体性があり、かつ差止めや損害賠償請求を求める根拠について客観的に損害を証明できる場合に限り、法的措置を起こすことは可能と考えられる。また、競業禁止に加えて守秘義務や顧客への接触制限についても、同様に使用者に対して厳格責任が課せられることから、実際の経済損失に加え、従業員が情報を漏えいした、あるいは顧客に接触したことの事実を示す証拠の収集と提示が肝要である。

3. 使用者による事前防止策

競業禁止にまつわるトラブルについて、多くのケースでは事前に防ぐことができると考える。使用者がすぐに導入できる対策として、入社時・退職時における注意喚起の徹底をお勧めする。入社時に締結する雇用契約書もしくは就業規則に競業禁止条項を的確に盛り込み、口頭でその内容と抵触した際の懲戒処分について説明を行う。退職時にも入社時に締結した雇用契約書等を再度提示し、競業禁止条項についての確認を徹底する。このような対策を取ることによって、仮に競業禁止条項の法的効力を確実に期待できなくとも、社員に対する心理的抑制効果が十分働くものと考えられる。

また、過去の訴訟事例から競業禁止条項の妥当性を判断する際のポイントを以下にまとめてみたので参考にして頂きたい。

＜競業禁止条項の妥当性を判断する際のポイント＞

- 1) 制限内容:何を制限するのか
- 2) 締結対象者:誰を制限するのか
- 3) 制限期間:どのくらい制限するのか
- 4) 制限期間中の賃金保障:いくら支払うのか

係争においては、上記の項目について「契約を締結した当事者間(労使間)」および「社会的見地」の二つの観点から総合的に妥当性を判断される。雇用契約等における競業禁止条項では「社会的見地」の視点が抜けがちであるが、当事者間合意のみではなく第三者観点からの合理性が問われる点に留意して雇用契約書等へ盛り込むことが肝要である。

4. 最後に

即戦力となる人材の採用が要望される昨今、企業の有用な情報やノウハウが外部や同業他社に流出し、企業が損害を受けるケースも少なくないと考えられる。こうした状況を回避するために、最低限の備えとして雇用契約書等で制限条項を設けておくことは不可欠である。また、これまで見てきた通り法的効力の発揮にはいくつかの課題はあるものの、従業員の心理面における抑止力としては効果が期待できる。特に退職時ではなく入社時に従業員に対して競業禁止条項についてのポリシーを伝え、必要に応じて雇用契約書等にかかれた条項に沿って念を押しておくことが使用者にとって一助となり得る。一方、採用の面から見ると、顧客への接触制限や同業他社への転職制限があることで入社に難色を示されてしまうケースや、採用側の企業としては採用した後に前職で締結された競業禁止条項に気付くケースもあり得る。いずれにしても従業員と十分に競業禁止条項についてのコミュニケーションを図り、人材が流動化しても対応できる組織としての仕組み作りが求められる。



本多 清志
(ほんだ きよし)

中小企業診断士
PERSOLKELLY Consulting
シニアコンサルタント

パーソルグループ東京本社・大阪支社での BPO コンサルティング、アウトソーシング事業開発を経て、2014 年同シンガポール現地法人、2016 年同香港法人へ赴任。香港・華南地区での専門商社および電機メーカーの事業統合、香港での事業譲渡および撤退に関わる案件、人事制度構築プロジェクト等の人事コンサルティングに従事。香港日本人商工会議所・シンガポール日本商工会議所での講演。経済産業省登録中小企業診断士。



【アジア経済情報】

ベトナム

～今後の景気は減速も、高めの成長が続く見込み～

松浦 大将 みずほ総合研究所

2Qの成長率は低下も、高成長を維持

2018年2Q(4～6月期)の実質 GDP 成長率は、前年比+6.8%と1Qの同+7.5%から低下した。その結果、上期の年初来累計でみた成長率は同+7.1%となった。減速したとはいえ、過去数年の同時期と比較すると高い伸びを維持しており、景気は引き続き堅調だと評価できる(図表1)。

年初来累計で成長率の内訳をみると、総資本形成の伸びは上昇した(1Q:同+6.5%→上期:同+7.1%)。名目ベースで内訳をみると、財政難を抱える国家部門の投資が3四半期連続で減速したが、民間部門と直接投資部門の投資は伸びが拡大した。

最終消費支出は、前期に続き高成長を維持した

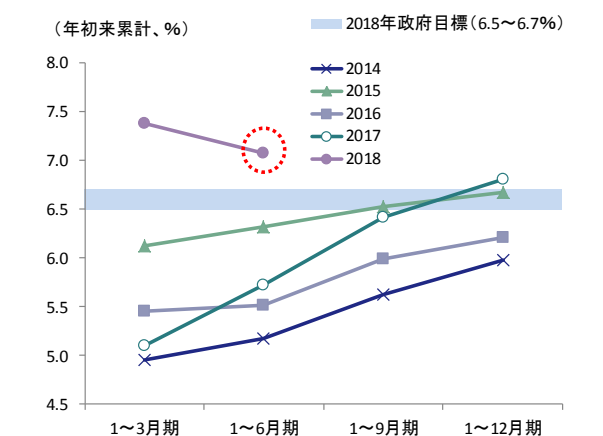
(1Q:同+7.1%→上期:同+7.1%)。衣類や旅行への支出は減速したものの、家具・家電、食料品、飲食・宿泊サービスなどの消費が活発化した。

他方、外需部門は減速に転じた。前期に急増となった携帯電話および同部品の伸びが大きく低下したことで、実質輸出は上期に同+15.2%となり、1Qの同+22.1%から5四半期ぶりの減速となった。

足元の指標は引き続き内外需で明暗

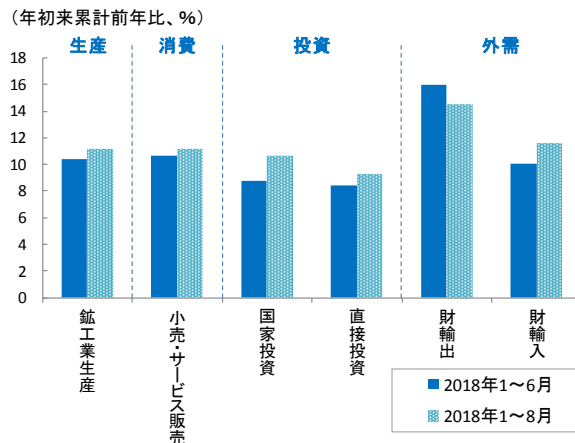
8月までの月次指標の動きをみると、内外需で明暗が分かれている(図表2)。小売・サービス販売や投資が伸びを高めていることから、内需部門は堅調と判断される。一方、輸出が減速するなかで、輸入が増加しており、外需部門は前期に続き

【図表1】実質 GDP 成長率



(資料)CEIC Data、ベトナム統計総局より、みずほ総合研究所作成

図表2: 月次経済指標



(資料)ベトナム統計総局、計画投資省より、みずほ総合研究所作成

悪化傾向にあるようだ。

今後の成長率は減速するが、引き続き高い伸びを維持する見込みだ。輸出は、年初にみられた携帯電話および同部品の急増が一服していること、世界経済の拡大モメンタムが鈍化することで、減速を続けるだろう。一方、税制優遇など制度面での優位性や安価な労働力が呼び水となり、海外からの直接投資は増加基調を維持する見込みだ。直接投資の増加に伴い雇用創出や所得向上が期待されるため、消費も拡大を続けるだろう。以上より、18 年は+6.9%、19 年は+6.6%と、高い伸びを維持すると予測される。

Back Issues

2018 年 4 月発行 第 71 号

- ・不動産投資の実務と留意点[2]～外資による不動産投資～
- ・広東省東西北部への進出ー梅州市の投資環境
- ・Vietnam: BEPS 行動計画4にかかるベトナムの動き
- ・India: インドビジネス最新情報[29]GSTとE-Way Billの導入
- ・Singapore: シンガポール 2018 年度予算案における税制改正
- ・China: 企業家の法的権益を保護するための健全な法的環境の構築に関する最高人民法院と最高人民検察院の解釈
- ・Hong Kong: 香港証券取引所～議決権種類株式の上場解禁に向けた動き
- ・M&Aと事業分離(前編)～取引における留意点とコンプライアンス～

2018 年 5 月発行 第 72 号

- ・勃興する深圳ベンチャー企業～紅いシリコンバレーで何が起きているのか～
- ・香港における介護市場の概況と課題
- ・Indonesia: さらにハードルが高くなった中小企業の投資
- ・Vietnam: 小売業の外資規制～ENTの免除条件の明確化
- ・India: インドの税制[68]インド 2018 年予算案およびGSTの最新動向
- ・Philippines: フィリピンにおける税制改正
- ・China: 中国現地法人の内部統制
- ・China: 「受益所有者」にかかる最新公告の解説
- ・M&Aと事業分離(後編)～取引における留意点とコンプライアンス～

2018 年 6 月発行 第 73 号

- ・香港ビジネス展開先として中国を再評価する日本企業～2018 年 2 月アジアビジネスアンケート調査結果から～
- ・拡大するフィリピンの消費市場と参入障壁
- ・岐路に立つ広交会
- ・India: 日印の人的役務提供等に係る源泉所得税
- ・Vietnam: ベトナムにおいて財務・税務デューデリジェンスを実施する際の留意点
- ・Malaysia: マレーシア GST 廃止と SST 再導入
- ・China: 個人情報安全規範の施行
- ・China: BEPS13 に基づく中国の新文書化制度～現地法人が取るべき対応の検討～
- ・China: 中国仲裁における司法審査と報告承認にかかる新規定
- ・Hong Kong: 香港における労働法制と改正見通し

2018 年 7/8 月発行 第 74 号

- ・2018 年上期為替市場の回顧と下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・北京市における工場移転の実態および直近の政府政策
- ・Vietnam: 駐在員事務所の設立および運営の留意点

- ・Thailand: タイにおける非公開会社の組織再編手法に関する解説
- ・India: インドの税制[69]: インド会社におけるコーポレートガバナンス
- ・Philippines: 小売業に関する外資規制
- ・China: 環境保護規制による企業移転に関する政策の整理と日系企業移転時の注意点
- Taiwan: 台湾での内部留保課税の概要と所得税法改正内容

2018 年 9 月発行 第 75 号

- ・韓国主要産業の動向と韓国企業の成長戦略
- ・江西省九江市におけるローエンド製造業の移転候補先
- ・India: インドビジネス最新情報 [30]外国直接投資の概況および報告制度の変更点
- ・Vietnam: ベトナムにおける不正事例とその防止策
- ・Malaysia: SST(売上税、サービス税)の概要
- ・China: 企業所得税損金算入証憑に関する最新政策
- ・Hong Kong: 香港における 2018 年度税制改正の概要
- ・Hong Kong: 行方不明の少数株主が存在する香港非上場会社の完全子会社化
- ・Hong Kong: 外国子会社合算税制に関する Q&A の解説と在香港日系企業への影響

2018 年 10 月発行 第 76 号

- ・日台アライアンスの「落とし穴」への考察～日台アライアンスを成功に導くために～
- ・香港医療市場への参入にかかる考察
- ・Vietnam: ベトナム法人からの資金・利益還流
- ・Cambodia: カンボジアの社会保険制度と実務上の運営
- ・India: インドの税制[70]代理人PEの最新動向
- ・Singapore: シンガポールの租税条約と居住者証明(COR)
- ・China: 「最高人民法院による『中華人民共和国保険法』の適用にかかる若干問題に関する解釈(四)」の解説
- ・China: 解説 中国ビジネス法務 [31]外資参入に関する新ネガティブリストの施行

2018 年 11 月発行 第 77 号

- ・中国における新小売業の動向
- ・香港飲食産業と日本企業の挑戦～2018 年 Food Expo より～
- ・米中貿易摩擦への対応とプラスワン(1)ラオス・パクセーの投資環境
- ・India: DIR-3-KYC 等の改正
- ・Vietnam: ベトナム最新法令の状況～サイバーセキュリティ法、競争法～
- ・Philippines: 株式譲渡手続きの税務上の注意
- ・Myanmar: 進出企業が知っておくべきミャンマー税制の最新動向
- ・China: 中国の個人所得税の制度改定と留意点

みずほ銀行 香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザリー課

TEL (852) 2306-5670

国際戦略情報部（日本）

TEL (03) 6628-9208



免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。